

第七十二回国会 参議院文教委員会會議録第十一号

(一四三)

昭和四十八年六月十四日(木曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

六月七日

辞任

星野 力君

補欠選任

加藤 進君

六月十四日

辞任

中村 登美君
二木 謙吾君

補欠選任

西田 信一君
青木 一男君

出席者は左のとおり。

委員長

永野 鎮雄君

理事

久保田 藤麿君
楠 正俊君
宮之原 貞光君

委員

金井 元彦君
塩見 俊二君
大松 博文君
中村 登美君
濱田 幸雄君
二木 謙吾君
宮崎 正雄君
小林 武君
鈴木 美枝子君
松永 忠二君
内田 善利君
矢追 秀彦君
萩原 幽香子君
加藤 進君

国務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君
政府委員
文部大臣官房審
議官 奥田 真文君
文部大臣官房会
計課長 三角 哲生君
文部省初等中等
教育局長 岩間 英太郎君
文部省体育局長 澁谷 敬三君
文部省管理局長 安嶋 彌君
文部省管理局助
成課長 西崎 清久君

事務局側

常任委員会専門
員 渡辺 猛君

説明員

大蔵省理財局国
有財産第二課長 川崎 昭典君
文部省管理局助
成課長 西崎 清久君

本日の会議に付した案件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る六月七日、星野力君が委員を辞任され、そ
の補欠として加藤進君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君) 義務教育諸学校施設費国
庫負担法の一部を改正する法律案を議題とし、前
回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○加藤進君 六月一日の地元新聞に、こういう記
事があります。新たに当選された本山市長が名古

屋市内昭和区天白町にある天白中学を視察された
という記事であります。この学校は、分校を含め
ると生徒数が二千四百九十八名という名古屋市内
でも第一のマンモス中学であります。校舎が足り
ないために、三年前からプレハブ教室四棟八教室
も使用しており、地元からは何とかしてほしいと
いう強い要望にこたえて本山市長が現地に視察に
行かれたという記事であります。

そこで、いよいよ夏に入りましてプレハブ教室
やあるいは教室不足に悩む学校、生徒の側ではた
いへんな日々の状態を迎えると思うわけでござい
ます。このプレハブ教室や不足教室の解消につい
て文部省は現状をどのように見ておられるのか、
また、この解消のための対策としてどのような方
針を打ち出しておられるか、最初にお聞きしたい。

○政府委員(安嶋彌君) プレハブ校舎の現状でござ
います。四十七年度の五月一日現在におきまし
て約四千二百教室があったわけでございますが、
四十七年度の当初予算で約二千二百教室、四十七
年度の補正予算におきまして約千三百教室、ほか
に市町村の単独の事業といたしまして約五百教室
の解消をはかりまして、四十七年度中に約四千教
室が整備されたわけでございますが、したがいま
して、その結果、四十七年度当初のプレハブ教室
は約二百校程度残ります。それ以外は一応解消され
たということでございますが、四十七年度、さらに
新たに約二千五百教室が増加をいたしました。本
年度の当初見込みといたしましては約二千七百教
室のプレハブが残存しているという状況でござい
ます。四十八年度予算におきましては、小、中学
の校舎の整備費を増額をいたしました。この事態
の解消に努力をいたしているわけでございますが、
昨年度来法改正を行ないまして、三年前向き整備
ということも制度的に認めただけでございますし、
また、今年度におきましては、児童生徒急増市町
村の校舎建築費の補助を三分の二に引き上げ、ま

た、用地の補助の充実もはかっておりますので、
こうした施策をあわせ遂行いたすことによりまし
て、プレハブ校舎の解消もさらに推進されるとい
うふうに考えております。

○加藤進君 文部省側の御説明を開きますと、万
事この問題はうまく進行しつつあるというふう
に受けとるわけでございますけれども、しかし、現
に日本の有数の大都市である名古屋市内におい
て、しかも、一番大きな中学においてなおプレ
ハブ教室の解消が非常に難航をきわめている。困
難な事態に至っている。何とかしてほしいとい
うので、再三市当局に大衆的な陳情や請願をやら
れている。こういう状態が現にあるわけでござい
ますけれども、一体これはどこに問題があるのか、
そういう点における問題点はどうか、こういう点
を文部省側から御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) プレハブが依然として残
っております理由はいろいろあるかと思ひますが、
一般的に申しますと、プレハブ校舎が一、二学級
というような場合には、一、二学級の校舎の本建
築という点も、これはコストその他の理由によつ
て不適當でございまして、また、分離新設が予定
されているような場合も、これもある程度不足がま
とまりまして、一校の整備をするに必要となる
までそれが見送られるというようなこともござい
ますし、また、基準の坪数が出ないために改築が
進まないといったようなこと等が理由としてあげ
られますが、私どもの先ほど申し上げました施策
によりまして、全般的に財政的な裏づけを強化
し、この解消の事業がさらに進みますように努力
をしておるわけでございます。

○加藤進君 私は、地元の問題を特に取り上げて
おるのは、何も地元だからというんじやなしに、
全国的な人口急増地区における一つのモデルケー
スとして申し上げておるわけでございますけれども、
ここに書かれておりますことを申し上げると、

三年前からプレハブ教室、四棟八教室を使っている。三年前から使われているわけですね。三年前からこういうことが今日なお続いて、しかも解決のめどまで立たないと、市長さん、お願いしますというふうなふうに父母の声が出てくるのは、これはやはり文部省側にもそれなりの対策を進めておられるにもかかわらず、なおこの解決が十分にかからないという問題があると思うんですが、この実例一つをとって、いかがでしょうか、どんなふうにか解決のめどが立つんでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) それはきわめて個別の問題でございますので、どういう事情があるか、それは名古屋市教育委員会、愛知県教育委員会から十分事情を聞いてみたいと思います。そうでないと、ちよつと答えがいたしかねるということでございます。

○加藤進君 私の指摘しているのは、三年前前からあるのに、すでに文部省がそれぞれの施策を進めておられると、解消のめどが立ちつつあるといわれておられるわけですから、その中になぜこれが取り残されておるかという点を指摘したいわけでございますから、ぜひ、ひとつこの問題は名古屋市にまかせるといふことだけでなしに、実情を調査していただきまして、こういう典型的な問題の解決のために文部省は文部省なりの力を尽くすと、こういうふうなぜひ進めていただきたいと思いますが、その点あらためてお答え願いたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま申し上げましたように、よく事情を聞いてみたいと思います。

○加藤進君 それでは、最初に私が文部省側に質問したい点は、学校用地をどう確保していくかという問題でございます。

この点は、人口急増地域の問題ばかりでなしに、全国的な重要な問題として出されてきておると思います。去る四月の二日の日に建設省が発表いたしましたこの問題に係る全国的な用地問題なんです、三大都市圏と人口三十万以上の地方都市十八市の五千四百九十地点の地価公示価格が

発表されました。これによりまして、この一年間で全国で平均三〇・九%の土地価格の値上がりがあるというところを建設省は指摘しておられるわけでございます。三大都市圏を地域別に見ますと、東京を中心とする圏内では三四%、大阪圏では二五・七%、名古屋を中心とする圏内では二五・七%となつておるようでありまして、いわゆるこういう人口急増地域の値上がりについて、これはまさに急上昇を今日、続けておるといわなくてはならぬと思ひますけれども、この点、最初に文部大臣にお聞きしたいのは、関係の一人として、こういう地価の異常な値上がりというのは、その原因が、一体、どこにあるのか、どうすればこの値上がりを食い止めることができるのか、こういう所見をまずお尋ねしたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 問題は多岐にわたつていふところなのでございますけれども、基本的な一つの問題点としては、過剰流動性ということがよくいわれているわけでございますけれども、一面は、輸出が非常に伸展をした。その外貨を買い取るわけでございますので、その結果、金融が緩慢になると、同時に、多少、円の切り上げの問題などで中小企業対策を心配をいたしまして、引き締めよりもむしろ緩和をはかつてきたと、あわせて私は非常に過剰流動性を促進したんじゃないかと、こんな感じを持っております。その金、かなり投機的な意味もございまして、土地に向かつていったということがかなり刺激したんじゃないかと、かように考えているわけでございます。その他あげれば際限がございませぬけれども、そういうこともございまして、その反省の上に立つて、現在、かなり引き締めの強めていっているというところでございます。

○加藤進君 建設省は、こういうふうな見解をとっておられるわけですね。こういう地価の急上昇は、列島改造論が特に地方開発を呼び起こして、都心部以外の地価の大規模なアップをもたらしたと、これは建設省の指摘する主要な原因だと思ひます。事実、私は建設省のいわれるのが筋の通つた見解

だというふうな考えるわけでございますけれども、ともかく、日本列島改造論が出されて、これが拍車をかけて土地の買い占めや売り惜しみが行なわれると、土地投機が大規模に行なわれる、こういうことが相重なりまして今日の地価暴騰を呼び起こしたといつてもいいと思ひますけれども、文部大臣の立場から見ると、それはどう的確に政府の施策に対する批判めいたことは言いにくいとは思ひますけれども、この建設省の見解についての、文部大臣としても納得し、是認できる見解だと思ひますけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、その見解に對しましては疑問を持っております。やはり人口が都市に集中してきている。わずかなところへたくさんな人が集まつてまいりますと、土地の利用度がふえてくるわけでございますので、自然、大都市の地価は上がつてくると思ひます。そういうような対応策として、国土全域にわたる均衡ある発展をはかりたいとする、これが私は日本列島改造のねらいであつたと、こう考えるわけでございます。

そうしますと、土地の供給というものは非常にふえてくるわけでございますので、元来、価格というものは需要と供給でまわつてくる、これはもう基本的な問題だと思ひます。そういう意味において、地価問題の解決の一つにもなるはずであつた列島改造論が、過剰流動性のために金があつていふ、その金が、将来どんどん土地が開発されるんだから、土地に投機しておけば間違いないというふうなことで、私は、いまのような土地価格の高騰になつた大きな原因がある、こう考えておられるわけでございます。金が流れていく先として、列島改造論がよい対象にされてしまつたというこ

とは言えると思ひます。列島改造論では、基本的な原因は何かといふと、列島改造論ではない。列島改造論は、むしろ、私は土地対策が非常に大きなねらいであつたと、こう考えるわけでございます。土地の供給をふやす、そのためには、都市におきましてもできる限り高度利用をやつていこうということも一つのねらい、できる限り都

市に集中しているのを分散させたいと、同時に、そのかわり、残つた土地については高度に利用するような対応策を立てていきたい。そういうことによつて土地の供給を実質的にはふやしていくというふうなねらいもあつたと思うのでございまして、これはまあ見解の相違でございまして、私はそういうふうな判断に立つておるものでございます。

○加藤進君 私も、ここで土地騰貴の原因は何かという議論をこれから文部大臣とやるつもりはありませぬけれども、しかし、今国会におきまして、この問題は非常に政府の中心問題として国会の議論を呼びました。そして、結論とするとところは、建設省の指摘しておられるような点がやはり中心問題であるということにほぼ一致しておるというふうな考えますから、その点は、ひとつ文部大臣もさらに政治の全般についてもう少し深い認識を持つてもらいたいということにまず注文いたしまして、次に移りたいと思ひます。

言うまでもなく、土地投機の問題をここで私が問題にするのは、これが直ちに学校の用地取得に大きな影響を及ぼし、作用をするという点でございます。こういう土地の異常な暴騰に對応いたしまして、一体これから学校用地をいかに確保するか、こういう緊急、重要な問題が今日起こつておるわけでございますけれども、これに對して文部省の対策はどのように立てておられるのか、その点をお聞きいたします。

○政府委員(安嶋彌君) 御承知のとおり、児童生徒急増町村における用地の問題を解決いたしますために、昭和四十六年度からその購入費についての補助が行なわれているわけでございます。初年度二十億、四十七年度五十二億というふうな増額をしてまいりましたが、四十八年度予算におきましては、前年度に對しまして八九%増の九十八億円の予算を計上いたしております。面積で昨年度の三百六十三万平方メートルを三百九十七万平方メートルに、単価一万六千円を二万一千円に引き上げることによりまして、質、量両面の措置を講じ、この問題に對

応したいというふうに考えておるわけでございませう。

○加藤進君　そうしますと、いま実施されておる予算措置で大体十分だという御見解でしょうか。

○政府委員(安嶋彌君)　一応、これに対応できるというふうに考えておりますが、そのほかに地方債の措置、あるいは地方交付税の措置もございませうので、そうした措置をあわせて小、中学校の用地取得の需要には対応し得るというふうに考えております。

○加藤進君　それではお聞きしますけれども、この四十八年度予算で示された学校用地の平米当たりの単価はどれくらいになっておるでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君)　ただいま申し上げましたように、平米当たり二万一千円でございませう。

○加藤進君　これは、前年度はどんなふうになっていませうか。

○政府委員(安嶋彌君)　一万六千円でございませう。

○加藤進君　そうしますと、このような国の単価に基づく予算措置が実際に市町村に行き渡る場合には、どれくらいの受け取り単価になるでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君)　昨年の実績で申しますと、平米当たり二万一千円でございませう。

○加藤進君　それはあれですか、市町村が実際に受け取る単価は二万一千円ということに理解するんですか。そうでなしに、いまおっしゃったのは、国の予算単価が二万一千円というふうに言われたと思ひますけれども、それがまるまる市町村に渡るんですか。

○政府委員(安嶋彌君)　予算単価で二万一千円と申し上げましたのは、これは四十八年度の単価でございませう。それから、同じ数字で二万一千円と申し上げましたが、四十七年度の補助金の前提になつておる執行上の実績単価が同じく二万一千円ということでございます。

○加藤進君　そうしますと、ちよつと計算をしていただきたと思うんですけども、どういう計算によつて学校用地取得費の単価から市町村が実際に受け取る単価になっていくのか、その点ちよつと御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君)　この補助の一般的な方式でございませうが、まず、その坪数、面積につきましては、これは基準の面積がございませう。その基準の面積と実際に買収した面積のいずれか少ない面積、それから単価につきましては、これは地価の公示価格またはその公示価格に準ずる鑑定価格と実際の買収単価のいずれか少ない単価、その面積と単価の相乗積につきまして交付率二分の一というところで、二分の一を町村負担にいたしまして、残りの二分の一を補助対象にする、その補助対象となつたものにつきまして三分の一の補助をする、そうして、それを三カ年の国庫債務負担行為という形で交付をする、したがって現金の歳出は、当該年度について申しますれば三年分の三分の一ということになるわけでございませう。

○加藤進君　そうしますと、いまの説明によりまして大体わかりましたけれども、四十八年度で国が出す学校用地取得費の単価は二万一千円、そうしてこれの足切り率というものが掛けられてその半分に落ちる、そうしてその半分に落ちたのに補助率は三分の一だから三分の一の一切られる。こういうことになりまして、数字計算からいって、この数字はちよつとおかしいじゃないでしょうか。どういふふうになりますか、その計算によつてまいりませうと。大体、平米当たり四千円足らずということに、結果において数字は落ちつくんじゃないでしょうか。それはどうでしょうか、いまの点。

○政府委員(安嶋彌君)　補助金の額といたしましては、ごく大ざっぱに申しますと、二万一千円の六分の一ということになるわけでございませう。ですから、補助金の金額で申しますならば三千五百円くらいかと思ひますが、しかし、さつき申し上げました二万一千円というのは、補助対象単価でございませうから二万一千円と、そういう言い方をしたわけでございませう。

○加藤進君　ともかく、単価としては国の単価に足切り率がかかり、そして補助率三分の一がかかつて、結局のところ市町村に渡る単価というのは内容としては平米当たり三千円台だ、こういうことははっきり言えるわけですね。

○政府委員(安嶋彌君)　国の単価を基礎にしておるわけではございませう。四十七年度の国の単価は一万六千円でございませう。二万一千円というのは、これはちよつと四十八年度の単価と同じ数字なんですね、そこはちよつとあるいは混同しやすいかと思ひますけれども、私はいま四十七年の実績について申し上げておるわけでございませう。その実績が二万一千円だと、それは別に予算単価は一万六千円でございませうから、それは何かかわりのない単価でございませう。

○加藤進君　そうしますと、その予算単価が一万六千円で、そうしてそれが二万一千円になるといふいわば数字的な計算のからくりは、一体どういうことになるのですか。もう一度説明してください。

○政府委員(安嶋彌君)　さつき申し上げましたように、実際の買収面積とそれから基準面積のいずれか少ない面積ということがまず面積の対象でございませう。それから単価は実際の購入単価と地価の公示価格、地価公示価格がない場合にはその準ずる鑑定価格のいずれか少ない額の相乗積が対象でございませう。実際問題といたしまして、四十七年度の場合は当初予定をいたしました面積までその補助対象の面積が出なかつたということで、予算単価は一万六千円でございませうけれども、実行は二万一千円で実施が可能になつたということでございませう。

○加藤進君　そうしますと、平米当たり二万一千円が事実市町村には渡つていくと、こういうふうに見えていいですか。

○政府委員(安嶋彌君)　これは平均でございませうから、先般松永先生にもお答えをいたしましたけれども、平米当たり最高は十三万六千円というのがございませうし、最低は千二百円というのがございませう。平均が二万一千円。それが補助対象単価であつて、現実に渡つておるその予算の補助金額といへば、これはその六分の一であるということでございます。

○加藤進君　そういう説明を聞いてもわかりませうように、実際の地価はほとんど上がつておる。特に人口急増地の地価の暴騰は異常なものでございませうけれども、これにはたして現実見合つておるかどうかという非常に大きな問題が出てきておると思ひますが、たとえば東京都の住宅地で特に人口急増地の一、二をあげてみますと、町田市では公示価格で最高六万八千円、最低が二万七千円で、平均は四万一千円、八王子市では最高価格が六万八千円、最低が二万二千円、平均は二万七千円になる。東久留米にまいりますと、最高価格は八万二千円、最低が五万円で、平均は六万一千円、こういう数字的な現実があるわけでございませう。そうしてみますと、これはもちろん東京都だけでなしに、ほとんどの人口急増大都市周辺はそういう状態である、こういうわけでございませう。そういうことからいふなら、大体、平米当たりの地価は平均して五万円くらいになる、こういうのが現実の事態だと思ひます。したがつて、こういう現実の事態に対していろいろ手当ては尽くしておられるようでありませうけれども、これがほんとうに現状に見合つて、学校用地取得にこれで足り得る、これで十分確保できた、こゝう言える数字であるかどうかということが一番大きな問題になると思ひます。したがつて、単価の問題についてもっと真剣な検討を必要とするのではないかと、こういうのが私の言いたいところでありまして、その点のようにお考えになつておりましたらどうか。

○政府委員(安嶋彌君)　先ほど申し上げましたように、実際の執行は四十七年度の場合、平米当たり最高十三万六千円というものを補助対象にいたしておりました。また、最低は平米当たり千二百円というものを対象にしておる。実際の単価は非常にばらつきがあるわけでございまして、それにつきましてさつき申し上げましたような方式で

補助金額の算定をしておるということでございます。ごくわずかの圧縮はいたしておりますが、ほぼこの単価で実際の執行が行なわれておるということでございます。したがって、いまお話の全国平均は五万でございますか……。

○加藤進君 全国というよりも人口急増地域の。

○政府委員(安嶋彌君) 人口急増地域約五万円であろうというお話でございましたが、人口急増地における校地の買収がいま申し上げたように十三万円から二十万円という幅でもって行なわれておつて、それぞれに対応した措置が行なわれておるというのが現状でございます。ですから、対応し得ておるということを言つていいかと思ひます。

○加藤進君 そうしますと、もう少し突っ込んでお聞きしたいのですけれども、たとえばいま申し上げました町田市でも八王子市でもそうだけれども、最近建てられる学校について具体的にこれこれの土地買収費がかかつて、そして、そのために政府が補助をした額がこうなるというような計算は特定の学校についてできるわけだと思ひますけれども、特定の学校でけつこうでなければ、そういう計算の数字をお示し願ひたいと思ひます。

○説明員(西崎清久君) ただいま先生のお話の個個具体的な学校の用地買収の事例について私御説明申し上げたいと思ひます。

まず、八王子市で先ほど局長から単価十三万六千七百円ということをお聞きしておりますが、この学校は八王子市立の第一小学校でございます。買収面積は二百八平米、これは拡張でございますので数字としては大きくございませぬ。二百八平米の買収面積に対して買収金額が二千八百四十三万三千円でございます。それに対して交付申請額が四百七十三万八千円でございます。この点については、この交付決定をいたしております。八王子以外の点につきましては、先ほど町田市についてのお話が出ておりましたが、町田市につきましては忠生第六小学校というのが

四十七年度の買収であつておるわけでございます。この点につきましては買収面積が二百七十七平米でございます。単価は四万五千円、買収金額が九百七十六万五千円でございます。交付申請額は六百六十二万七千円ということになっております。それからさらに、東久留米についてお話がございましたが、これは一校でございます。神室小学校でございます。買収面積はかなり大きいのでございまして、一万一千三百九十二平米でございます。単価が四万二千二百円、全体の金額として四億七千九百六十万三千円、交付申請額として七千九百九十三万三千円でございますが、ほぼこの交付決定をいたしております。

○加藤進君 そうしますと、八王子市の第六小学校ですが、この第六小学校では二百七十七平米で用地買収費は九百七十六万、これに対して文部省の補助は六百六十二万ということですね、これは現実ですね。そうすると、あの金は当然のことながら自治体を負うべきだ、こういうお考えになつておると思ひますし、もう一つは、東久留米の例から言いますと、四億七千万以上かかる用地買収費に対して文部省は七千九百九十九万、すなわち五分の一以下、こういうことですね。これが事実、文部省の出された用地買収費の補助ということですね。

○説明員(西崎清久君) ただいま先生おっしゃいましたように、補助のやり方といたしましては五割の足切りがございまして、それから五割足切りしたあとで三分の一の補助をいたしますから、実質的には先ほど局長から申し上げましたように六分の一になるわけでございます。したがって、いま先生のおっしゃいましたのは町田市の例だと思ひますが、九百七十六万に對して約六百六十二万でございますからほぼ六分の一、それから東久留米につきましても四億七千九百万に對して七千九百九十九万でございますからほぼ六分の一、そういうふうな考え方でございまして、その他につきましても地方債その他において措置がなされておる、こういうふうな考えであります。

○加藤進君 私が、率直に聞きたかったのはこの点なんです。事実、用地買収費には今日の土地価格の暴騰その他から見て非常に大きな額になっておる。ところが、文部省側の単価はそれに足切り率をかけ、さらに補助率を三分の一にすれば結局のところ市町村に届く費用は実際にかかる用地買収費の六分の一、こういうことでしょうか。そうすれば、いふまでもなくそのあとは自治体まかせ、それにはいろいろ手だてはとっておられるでしょうけれども、現実には国の補助はここできちんと終わる、こういう状態だということを私は特に文部省からはっきり説明してもらいたかつたからこれまで申し上げたわけですが、こういう状態ではたして今日のような物価高騰、土地価格の上がるなかで学校用地の買収が事実可能であるかどうか、そのために自治体がどれほど苦しいか、そのために、こういう現実の問題があるわけですから、この点で文部省が抜本的に従来のこういう補助のしかたを再検討して、実際の用地価格の高騰に見合うような文部省側の具体的な施策を進行さすべきじゃないかと、この私は主張したいわけでございますけれども、その点について、たとえば補助率を引き上げる、これも一つの私には考え方が思ひます。補助率を引き上げることはできないかどうか、二番目には足切り率五〇%というのをごいしますけれども、こういう足切り率というのをやめるといふことを文部省は真剣に考え得ないかどうか。そして最後に補助率をございしますけれども、補助率三分の一というのを何らかの意味でもっと引き上げていく、こういう手だてをとって自治体の困難をやはり文部省側としてともに打開していく、こういうことができないものかどうかというのが、私の言いたいところでありまして、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほどから繰り返し申し上げておりますように、土地の単価は、つまり予算単価で切つておるわけではございません。したがって、補助率を引き上げるといふ措置は、本年度、昨年度の一萬六千円を二萬一千円ということとで約三〇%引き上げた措置は講じておるわけでございますが、それがさらに足りないかどうかというところは、これは四十八年度執行してみなきゃわからぬわけでありまして、しかし、四十八年度の場合におきましても二萬一千円の予算単価で実際の買収率を頭打ちにするということではございませぬ。繰り返し申し上げておるようになりますが、実際の買収率または公示価格あるいは公示価格に準ずる鑑定価格のいずれか少ない額ということでございますが、実際問題といたしまして、公示価格あるいは鑑定価格はほとんど実勢単価に近うございしますから、したがって、実績単価がほぼ補助対象単価になるということでございします。ただ、総額を計算いたしました、非常な不足がくるような場合には、予算の範囲内に若干圧縮するということはございしますけれども、考え方の基本はいま申し上げたようなことで予算単価で頭打ちをするということではございませぬ。

それから第二に、交付率をやる考えはないかというお話でございますが、これも繰り返し申し上げておりますように、土地に対する需要というのは、これは児童生徒急増町村だけではなく、その他の一般町村でもあるわけでございます。その町村には何ら補助をしないで急増町村にだけだけ補助をしておるわけではございしますから、両者の均衡というのを考えますと、一般町村が負担しておる程度の土地についての負担は急増町村といえどもこれはお願いをしたい。そのことが両者の均衡を保つゆえんであるという考え方でございします。

それから第三番目に、補助率を引き上げる考えはないかというお話でございますが、御承知のとおり土地というのは、これはいわば非償却資産でございます。まして、老朽化してなくなるといふ性質のものではないと思ひます。したがって、これに對する補助というものは、これはあくまでも特例であるというふうに考えておりますので、した

がつて、購入費の補助率三分の一というところは私どもも妥当な補助率ではないかというふうに考えております。

○加藤進君 局長の説明は聞きましたが、しかし、現実の数字からいって、実際の土地買収価格と文部省側、政府側の出す補助との間にとにかく大きな差がある。この差は一体どこが負担するかという点になります。いやおうなくこれは市町村の負担になる。自治体の負担になる。これは事実でしょう。その点について、私が特に学校用地の取得にあたっては大きな困難に当面してゐるのは、一方では土地はどんどん上がる、これに対応して従来のワタヤ従来の規格に基づいていくなら、結局のところ、六分の一程度の補助しか現実には渡っていかない。この間、一体市町村はどうしてこういう負担を解消していくのかという重大な問題に当面しておられると思うのでございますが、その点について特にお聞きしておるわけですが、それで重ねて聞きますけれども、この学校用地取得費の単価というのは、基準としてどうか建設省の地価公示価格にほぼ基づく、こういうふうに見えていいんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 予算単価は、これは建設省の地価公示価格に基づいて積算をしたわけではございません。これは従来の実績、つまり学校用地の購入に関する実績から見て、こうした三三％というアップ率を算定し、二万一千円という単価をきめておるわけでございます。が、繰り返したようになりますが、その実施は、さき申し上げたように、実際の購入単価または地価公示価格を基準にしてやっておるということでございます。ですから執行上の単価と予算上の単価というのは、繰り返し申し上げておきますように、違いがあるわけでございます。

それから町村負担の問題でございますが、これもさき申し上げましたように、地方債なり交付税で措置が行なわれておるわけでございます。ですから、学校用地に関する財政措置は国としては補助金、地方債、交付税の全体をもつて一体的に

やっておりますということでございまして、町村負担についてもそうした形で財政的な裏づけ措置がなされておるということでございます。

○加藤進君 交付金やあるいは起債の点についてはまたあとで質問いたしますが、単価と足切りと、そして補助率というものが一つの体系になつて、とにかく予算の執行に直接の影響を与えるという点です。私は、この点の十分な解決をはかってもう少し実情に合った国のほうの土地特に学校用地の買収についての措置をぜひ真剣にやっていたらだかなくてはならぬ、こういうふうに考えるわけでありまして、この点はなおもう少しこれから別の機会に触れてまいりたいと思ひます。

続いて国有地の借地問題でございしますけれども、最初にお聞きしたいのは、——大蔵省、いらつしやいますか。学校用地について、特に公立小、中学校が国有地から土地を借りていて、この件数が大体どれくらいあるのか、面積数がどれくらいあるのか、ちよつと御説明願ひたい。

○説明員(川崎昭典君) 学校数で申しまして、小、中学校合わせまして八百五十一校でございます。面積は四百七十九万六千平米でございます。

○加藤進君 そうしますと、この件数は、昨年に比べてどうなふうに変化しているのでしょうか。

○説明員(川崎昭典君) 昨年に比べてほとんど変化はございません。多少ふえておる。といひますのは、学校用地につきましては、減額売り払いというところで、売るほうが多いわけでございます。貸し付けておりましたものが売り払いに転化するということがございします。この貸し付け件数というのは数年にわたりますので、それほどの変化はない。ただ、昨年に比べますと、若干ふえております。

○加藤進君 そうしますとその借地料の総額なんですけれども、これは今年度はどれくらいになつておるのでしょうか。

○説明員(川崎昭典君) 今年度といひますか、前年度になるわけでございますが、二億五千三百万

でございます。

○加藤進君 前年度というのは、これは正確に申しますと昭和四十七年の三月三十一日というふうになりますか。

○説明員(川崎昭典君) はい。

○加藤進君 そうしますと、これは私の資料によりますと、昭和四十八年の三月三十一日現在では、三億二千五百九十九万というふうになつておる。これは私に見ますけれども、その点の数字は間違ひでしょうか。

○説明員(川崎昭典君) ただいま御指摘の数字は、小、中学以外に高等学校その他を入れた数字でございます。

○加藤進君 高等学校まで含めてみますと、いま言われたように、三億二千五百九十九万のぼるということですね。そうしますと、高等学校を含めて前年度はどれくらいの前年度になるのでしょうか。一年前の借地料は。

○説明員(川崎昭典君) ちよつと正確なデータをいま持つておりませんけれども、借地料も年によつてさほどの変化はございません。ごく少ない程度であると思ひます。

○加藤進君 それじゃちよつとあとで調べていただきたいのですけれども、私の資料によりますと、昭和四十七年の三月三十一日現在では一億八千三百万、これが今日の昭和四十八年三月の段階では三億二千五百九十九万、こういうふうに変化しておるのを見えるのですけれども、それは間違ひかどうか。

○説明員(川崎昭典君) ただいま御指摘の一億八千三百万という数字は、大蔵省が所管しておる土地だけの、しかも小学校、中学校だけの貸し付け料でございます。で、国有地には大蔵省以外に、所管がたとえば林野庁といったようなものがございますので、それ以外の分が高等学校を含めまして、多くなるのでございまして、大体三億というものが正確な数字でございます。

○加藤進君 それじゃ借地料としては昨年に比べてそれほど急増しておるというふうに見なくてもよろしい、見る必要はないということでしょうか。

○説明員(川崎昭典君) 四十六年度と四十七年度を比較しまして、それほどふえないと考えますが、四十七年度と四十八年度と比較すればちよつとまだ何とも申し上げられませんが、若干ふえる要素がありはせぬかと思つております。

○加藤進君 それはどういふ理由でしょうか。

○説明員(川崎昭典君) 国有地の貸し付け料というのはやはり改定を行なつておりますので、学校用地の国有地の貸し付けの場合には大蔵省では改定を行ないましたので、場所によつては一・三倍程度になつておるところもございします。したがいまして、トータルをとりますと、四十七年度、四十八年度においては若干ふえるであらう、というふうを考えております。

○加藤進君 とにかく公立小、中学校あるいは高校を含めても三億をこえるような借地料を毎年国に払う、こういうのは教育上から見てもあるいは学校そのものの経営、運営からいってもたいへん大きな問題ではないかと、こういうふうにお聞きわけでございますけれども、今度出されました「国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案」、これは今度国会に出るわけですから、これはどんな措置がとられるのか。

○説明員(川崎昭典君) いわゆる人口急増といひますか、そういうところとそれから激甚災といひますか、著しい災害があつたところ、そういうところと政令で定めましてある期間無償貸し付けをすることが出来る道を開くように考えております。

○加藤進君 そうしますと、一般の小、中学校用地については特別の配慮は今回してないと、こういうことですか。

○説明員(川崎昭典君) ただいま提出をいたしております法案には直接載つておりませんけれども、一般的には五割減額ということですよつとやっております。これは売り払う場合にも五割減額、貸し付ける場合にも五割減額でございます。また場所

によりまして、先ほど言いました激甚災、人口急増といったようなところには七割減額という措置もございます。それからまた、地域によりまして旧軍港市といったようなところでは無償譲与、また沖繩県といったようなところでは沖繩県の復興のための特別振興法というのがございまして、これも振興計画にとりまして学校建築事業である場合には、無償貸し付けとか、無償譲与とか、そういういろいろな手段がございまして、今回の法律では、先ほど言いました無償貸し付けの道を開くという程度だけでございます。

○加藤進君 そうしますと、あとはケース・バイ・ケースということですね。

○説明員(川崎昭典君) はい。

○加藤進君 この問題について昨年の参議院予算委員会でも問題が出されました。これは大臣も御存じのことだと思えますけれども、わが党の岩間議員の質問に対して佐藤前総理がこう答えていますね。これは議事録にありますけれども、議事録によりまして、佐藤総理は、岩間議員がこういう公立小、中学校への国有地の借地料は無料にすべきではないかと思うがどうかと、こういう質問に対してこう答えていますね。この点はもとと文部省も自治省と協力して、公立学校そのものが一体どれくらい国有林野、国有財産、国有の土地を使っているか、いまそういうものを明確にしていかなければ、これをいまここで云々することはちよつと材料に不足するけれども、たてまえば、まさしくおっしゃるとおり教育を大事に考える、そういう立場からもとと前向きに処理されてしかるべきだと、かように私は思っております。まあ、こういう点で、前総理はこの問題は教育にかかわる重要な問題だから、前向きに処理してしかるべきだと思ふという意味で検討するということを確認しておられるわけでございまして、この検討は一体どうなったんでしょうか、この点をちよつとお伺いしておきたい。

○説明員(川崎昭典君) 具体的には、沖繩におきまして、振興開発計画の学校等に無償貸し付けと

か無償譲与をするといったこと、それから今回の国有財産法の改正案、そういうもののあらわれおるかと思ひます。また、実行上この趣旨でいろいろやってまいりまして、御承知だと思いますが、立川飛行場といったような大きなところがございまして、これは返還されるという予定になっておりまして、その努力をしておりますが、返還に先立ちまして一部小学校用地とするために、一部だけ小学校用地として先に返還してもらったというふうな事例もございまして。

○加藤進君 大蔵省の説明をお聞きしましたので、文部大臣にお尋ねいたしますけれども、とにかく国有の土地を借りると、しかも借りる相手は小、中の公立学校、こういう点から見ても国民も納得しがたいし、おそらく教育に關係しておられる方たちも納得しがたい点があると思うのです。この点で、事柄は義務教育そのものにかかわる重要な問題でございまして、しかも学校の経営、学校の建設が非常に今日困難な状況にあるという点から言ふなら、少なくとも国の施策として、国の借地料程度のことでは免除してしかるべきではないかと、こういうふうには私に思ふわけでございましてけれども、文部大臣はその点はどうお考えになられるでしょうか、御所見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほどおっしゃいましたようなこともございまして、大蔵省、自治省、文部省、三省間で話し合ひをいたしました結果、結論として、今回、国有財産法の改正案が大蔵省から国会に提案されているわけでございまして、国のものを地方公共団体に對して無償で提供していく、地方公共団体も必要に応じて国に無償で提供していくというふうな行き方も一つあると思ふのであります。しかし、現在の体系はそうなっております。そういうこともございまして、結論として、義務教育全体に広げたいけれども、まず今回の措置でこの際としてはやむを得ないという判断をいたしました提案に至つたような次第でございまして。

○加藤進君 そうしますと、文部大臣の見解としても、ぜひ今後はこういう国からの借地料についてはこれをさらに軽減し、あるいはこれを全廃するという立場に立つてひとつ努力されるというふううに理解していいでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど申し上げましたように、地方公共団体が国に對してどういう態度をとるか、国が地方公共団体にどういう態度をとるか、私はやっぱり相關連するのじゃないだろうかという考え方を持っております。基本的には私は先ほど申し上げましたように、相互に便宜を提供し合う、できるなら有償じゃなしに、無償で便宜を提供し合うというふうな姿勢が望ましいのじゃないか、こういうふうな考え方をいたしておるわけでございまして。

○加藤進君 次に、国有地の払い下げの問題ですけれども、大蔵省にお尋ねします。

○説明員(川崎昭典君) 学校用地として払い下げしましたものを、実は残念ながらずっと昔から統計をとっておりませんので、ただいまはつきりございまして、昭和三十一年から現在までに学校用地として払い下げをしたのが八百六十六万七千平米というところになっております。

○加藤進君 国有地の払い下げについても、先ほどの借地料と同様でございましてけれども、できる限り学校教育のために最優先的にとにかく払い下げを進める、こういういわば基本をぜひ大蔵省にもとってほしいと思ふので、文部大臣もその点については、私は御異論はないと思ひますけれども、御所見だけお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 地方公共団体は、住民全体の福祉の増進を目的にして努力をしているわけでございまして、他のいろいろな用途利用が競合します場合には、地方公共団体を最優先していただきたい、こういう考え方を持っております。

し、大蔵省も元来そういう気持ちで運営していただいていると、こう考えているわけでございまして。

○加藤進君 その点、一つ大蔵省に最後に御所見を聞いておきたいと思ひます。

○説明員(川崎昭典君) 最近、国有地に対する需要が非常に多くなっています。しかも、公共的な需要が多いわけでございまして。たとえば、公園とか学校といった需要が多いわけでございまして、私どものほうとしましては、地方公共団体の希望をよく聞きまして、学校とか公園緑地、そういうものを最優先に扱いたいと考え、ずつとやっております。

○加藤進君 それでは次に、超過負担の問題についてお聞きしたいと思います。

これは、私は昨年もこの問題を本委員会でも取り上げました。なぜ超過負担がたびたび問題になり、あるいは問題にせざるを得ないかといへば、言うまでもなく超過負担によつて、市町村がどれだけいま財政的な困難におちいつておるのか、これは市町村財政そのものの問題として深刻であるばかりでなく、その結果どれだけ教育施設、学校の建設整備がこれのためにおくれ、あるいは困難に當面しているかという問題だからであります。さきに見たように、人口急増地の市町村では、学校用地の取得費でほとんど手が回りかねる。ところによつてはプレハブ校舍等々が多数存在するというような意味で、普通教育を行なう施設かと疑われるような状態にまでなつておるといふことは、これはもう文部省側もよく御存じのとおりだと思います。地財法の規定にまで反して、国の行なう超過負担の押しつけということが義務教育の施設整備について、この条件、環境を悪化させる原因になつておると私は考えるわけでございましてけれども、こういう状態を一刻も早く改善していかなくてはならぬという立場から、実は重ねてこの超過負担問題を質問申し上げるわけであります。まず初めに、四十八年度の予算の中で、初めて単価の中に超過負担の解消分というのが組まれま

非常に各種高騰を続けております。とりわけ建設資材、特にさらにこれに加えて建設労賃の上昇等が出てきておるわけでございますから、卸売り物価指数のこれだけの上昇が今日続いてきておる。昨年に比べてさらにことはこの上昇率が高い、こういう点から考えてみまして、しかも、この卸売り物価指数に加えて消費者物価の点から言うなら、おそらくこの三倍になるであろうというほどの物価の値上がりが今日行なわれておるわけであります。六月十三日、きのうの新聞によりますと、卸売り物価は十六カ月の間連続的に高騰を続けてきている、こういうことが指摘されておりまして、いまや再び騰勢は強まり始めている、こういう点であります。こういう現状を私たちが考えてみますと、いま政府、文部省がこれに対応するような超過負担の解消措置をとえられたにしても、なおかつ、このような事情が進行しておる状況でございますから、当初の四十八年度予算の積算単価ではこの超過負担の解消そのものが非常にむずかしくなってくるのではないか、こういうふうに私たちは懸念するわけでございますけれども、その点についての見通しと御判断はいかがでございますようか。

○政府委員(安嶋潤君) 資材、労務費の動向につきましては、大勢といったしましては御指摘のような傾向かと思いますが、木材は昨年の十二月をピークにして下向いておりますし、丸鋼、形鋼も本年二月をピークにいたしましてやや下向いております。そういった全体の動向がございまして、かつまた農林省、林野庁、通産省等におきましても資材の確保等につきまして各般の措置を講じておりまするし、また、経済政策全体につきましても、これまた各種の施策が現在進められておるわけでございます。したがいまして、この問題自体は私どもも苦慮いたし、憂慮しておる点でございますが、そうした各省の施策あるいは努力が続けられております段階でございますので、いましばらくこの事態の推移を見て対処してまいりたいというふうに考えております。

○加藤進君 私は、知事会の指摘をそのままなおに受けて、単価差による超過負担の解消についてもさらに十分な配慮をされていただかなくてはならぬと思いますが、特に数量差、とりわけその中の面積差による超過負担の問題でございますけれども、この問題については、今度二〇%のアップという施策を打ち出しておられるわけですが、その内容はどんな内容になっておるでしょうか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 小、中学校の基準改定につきましては教室関係に重点を置いております。標準規模の十八学級の学校の場合でございますが、特別教室の準備室、特別活動室、更衣室等の新設、それから視聴覚教室、図書室の面積増を織り込んでおります。特に六学級以下の小規模学校につきましては面積を大幅に引き上げることいたしました。また、管理関係の諸室につきましても便所、洗面所等の面積の増加を行なっております。以上の改善によりまして平均して二〇%の基準面積の改善を行なうことになっておるわけでございますが、このことによつて教育水準が向上し、町村の財政の負担が軽減されるということを期待をいたしておるわけでございます。具体的には、本法律案が改正後政令を改正して対応したいというふうに考えております。

○加藤進君 そうしますと、改正の補助面積による超過負担はなくて済み得る、こういうふうな文部省は考えておられますか、その点はどうでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、超過負担は面積差におきましては約三二%ということでございますが、小、中学校校舎の基準改定は、ただいま申し上げましたように、二〇%ということでございます。もちろん、今後ともこうした問題には前向きで大いに努力をしてまいりたいというふうに考えておりますが、町村が現実的に整備されておるものを見ますと、そのすべてを国の補助対象として取り上げることが財政上の観点等からも直ちに困難だということがございます。

いますので、本年度は二〇%の基準改定ということにとどめたわけでございます。まあ小、中学校校舎の不足につきましては、先ほど来お話がございましたように、プレハブ解消とか、そうした量的な不足に対応しなければならぬという課題も一方にあるわけでございまして、やはり質的な改善と量的な充実、その双方の課題に対応するといふ観点からいたしまして今回は二〇%程度の引き上げということにいたしましたわけでございます。

○加藤進君 そこで、いま改正の補助面積と文部省の出しておられる学校施設指導要領にいわれておる適正面積と比べて、今回の補助面積はどんなふうになっておるのか、その比較をひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 学校施設指導要領のいわゆる適正基準案でございますが、これは昭和三十九年、約十年前に作成されました、四十二年度から設計審査等におきます指導助言の基礎といたしまして使用されておるわけでございますが、その内容は現行基準に比しまして、小学校十八学級の場合は約二八%増し、中学校十八学級の場合は二五%増しということでございます。今回、このうちで、と申しますとやや不正確でございますが、二〇%の改善を行なつたわけでございますから、かなり坪数といたしましてはその目標に近づいたということでございますが、ただ、個々の内容に入つてみますと、たとえば小規模学校における特別教室、それから中学校の器材・器具庫、更衣室等は、これは適正基準案には含まれておりませんが、これも、今回の改定案には私どもが含めたいと考えておるものでございます。

それから、視聴覚教室なども適正基準案では一教室というところでございますが、十八学級小学校の場合では、私も二教室分を積算をしたいというふうな考えておりました。内容的にむしろその適正基準以上のものを織り込んだ部分もあるわけでございます。それでは下回つてゐる理由は何かと申しますと、これはやはり廊下面積やあるいは管理関係の諸室につきましてはおやや不足がある

ということでございます。教室関係につきましては適正基準以上のものを盛り込んだ部分もあるわけでございます。

○加藤進君 具体的に聞きますけれども、十八教室の場合、ここに数字が出ていますね、十八教室の場合何平米という数字が出ています。二十四教室の場合何平米と出ていますね。この平米に対してあれですか、改正指導要領のその数字は、十八教室の場合二八%増し、二十四教室の場合二五%増しである、こういう改定数字が出てきておるわけですか。その点ひとつ、私はまだそれを持つておりませんけれども、どうでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、政令でこれを定めたいというふうに考えておりまして、本法案の通過後にその措置をとりたいというふうに考えております。御承知のとおり、現行の政令は現行の法律に基づきまして基準面積が木造ということになっておるわけでございますが、今回は実態にあわせて、木造が基準ではなくて鉄筋を基準にしたいという改正をお願いしておるわけでございます。したがって、その改正が通りまして、鉄筋を基準にした新しい面積を示したいということでございます。したがって、この法律成立を待って政令を出したいということでございます。内容的には小学校の十八学級の場合、現行の鉄筋でございまして約二千九百平米程度でございますが、改定案では三千五百平米、二割増し程度にしたいと思つてます。適正基準案でございますと、三千八百平米ということでございます。

○加藤進君 その面積の数字から見ても、学校施設指導要領に示された数字をやばり下回つておるといふことはこれは事実でしょうね、その点はどうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 数字を比較いたしますと下回つておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、廊下とか階段とか、そういった点を除きますと、全体といたしましてはほとんど適正基準を、つまり中に多少の出入りはございま

すけれども、廊下、階段等を除きますと、ほぼ適正基準の全体面積に近い形になっております。

○加藤進君 そうしますと今回の改正の補助面積には、この学習指導要領でも準備室はつくる、この場合どの理科教室にも準備室はつくる、こういうふうな今度は改正されておるのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘のとおり理科教室につきましては十八学級の場合、三十四平米の準備室をすべて整備するよう積算にいたしております。

○加藤進君 十八学級の場合はお聞きしましたが、もっと学級の規模の小さい学校も多々あるわけですから、そういう学校のすべてについて、理科教育の場合に必要な準備室をつくる、こういうのが今度の改正案なんでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 小学校の場合、六学級の小学校の場合は準備室は積算をいたしておりましたが、十二学級になりますと、十八学級の場合と同じ三十四平米の準備室を積算をいたしております。小規模学校でございましてもちろんこうしたものの必要性はあるわけでございまして、学校規模に応じましてその準備すべき器材の量等も少ないわけでございますので、その他の方法によつて一応カバーできるであろうという前提でこうした措置が行なわれているわけでございます。

○加藤進君 いま、十二学級以上はとにかく理科教室に準備室をつくる。しかし十一学級、十学級あるいは八学級というのもございすけれども、そういう場合についてはやはり十二学級以上と同様なんですか、それとも違うのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま申し上げておりますのは、これは基準面積の積算と申しますか考え方でございまして、現実には準備室がそれでは十一学級の学校にはできないかと申しますと、これは基準坪数の範囲内で建築することはもちろんあり得るわけでございますが、積算としては含まれていないということでございます。

○加藤進君 積算として含まれていないというこ

○加藤蓮君 私は、施設指導要領と学習指導要領と混同しているわけじゃないのです。学習指導要領に基づいて学習計画が行なわれ、各学科の教育指針が出されておるわけでしょう。そういう中で、理科教育の場合に、準備室がなくていい学校と、準備室をつくる学校と、こういう格差ができるのは教育の機会均等の精神から見てもこれは正しくないじゃないか。なぜ学校規模が小さいところにはそういう点の措置がとられておらないのか、この点をなぜ改正の補助面積の中には組み込まれて実施を進めていかないのか、こういう点を私は指摘をしておるわけですけども、その点はどうでしょう。

上げておきますように、こういうものは必要ではないということをお願いしているわけではございませんで、あつたほうが望ましいということは申し上げておるわけでございますが、しかし、そうした施策はこれは漸を追つてやりたいということでございます、従来は十二学級の学校にも、十八学級の学校にも、二十四学級の学校にも準備室の積算はございませんでした。理科教室だけでもございましたが、それを今回の改善によりまして十二学級以上の学校につきまして理科教室の準備室を積算をしたということでございまして、漸を追つてそうした改善をはかつておるといふことで御了解をいただきたいと思います。

ける。これは大事なことで私も思うわけでございます。だんだんナショナルミニマムを維持するために国庫補助対象の拡大をはかっていかなければならない、今回、九年ぶりじゃないかと思うんですが、二〇％広げさせていただいたわけでございます。その二〇％を拡大したのを基礎にしてどこまで補助対象に取り上げられるか、そういうことから、いま伺っておりますと、準備室が十二学級の学校までは補助対象にできると、こういうことになってきたわけでございます。したがって、それ以下の学校につきましては、遺憾ながらなお補助対象にできない、将来二〇％また改定して広げていく際にはぜひそれも補助対象に取り上げていきたいと思っております。したがって、地方債の金額を計算します場合には、いまおつ

すが、従来は一学級から五学級までの学校におきましては音楽教室が積算されておりませんでしたが、これを一教室積算することにしたしております。

それから、従来は六学級から十一学級の学校につきましては図画工作の教室が積算されておりませんでしたが、これを新たに算入するといつような措置を講じておるわけでございまして、今体といたしましては小規模学校につきましてかり配慮はいたしましたつもりでございます。

○加藤進君 学校図書館についてはどうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 視聴覚教室、図書室等についてお答えを申し上げますと、小学校十八級の場合には現在、器材、器具の置き場、それから図書、の収納スペースという広さを考えておいたわけでございますが、今回の改定におきましてはそれぞれ多人数でテレビ等が視聴できるスペース二教室分と、閲覧室のスペース一教室分を確保するというような改善措置を講じておる次第でございます。

○加藤進君 学習指導要領総則の二ページにこうありますね、「教科書その他の教材・教具を活用し、学校図書館を計画的に利用すること。学校図書館の設備のないところでは計画的に利用できますか。これは例外なしに実施しなくてはならぬ目標」として私は総則にうたわれておると思いますが、これが今回の補助面積におきまして、実施を忠実にやられていないというところに問題があるんじゃないかと思えます。なぜ、これを忠実に文部省は実施して音楽教室あるいは学校図書館の設備についてもこれを補助面積にしっかり加算するという措置をとられないのか、そのことを徐々に改善するなどというふうに言われますけれども、それでは私は学習指導要領自身が泣きますよ。あなたたちの振りかざしておられる学習指導要領自身が実施されておらぬのですから。そして勢いどうなるのか、これは現場の教師の問題にもなりまして、各学校においてやはり音楽教室を自腹でつくらなくてはならぬ、準備室もつくらなくてはならぬ、図書室もつくらなくてはならぬ、こういう事態が現に起こっておるんじゃないですか。これを引き起こしておるのは何かといえば、文部省のこの態度じゃないですか、この点を真剣に改善しなければ、私は補助面積の改善とかあるいは補助面積のさらに一その内容の充実とかということとは私は言い得ないんじゃないかと思えます。この点、文部大臣どうお考えになりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 図書室の点について申し上げますと、現行の小学校六級級の学校におきま

しては視聴覚教室、資料室、図書室を含めて一室、二十二平米が用意されておるわけでございまして、今回の改善におきましては図書室と特別活動室を合わせて七十七平米の積算をいたしております。それから、十二級の学校になりますと、図書室だけで七十七平米、従来はこれが三十七平米でございました。それから十八級の学校でございまして、従来六十八平米であった図書室を百十九平米、それから二十四級の学校でございまして、従来八十九平米であった図書室を百三十五平米というふうになされておるわけでございまして、

小規模学校につきましても、ただいま申し上げましたように、従来なかったというか、あるいは視聴覚教室等と込みになっておりました図書室につきまして、これは特別活動室と合せてではございますが、七十七平米という坪数を新たに算入をしたわけでございます。こうした措置によりまして指導要領に示すような学校図書館活動も遂行できるであろうというふうに考えております。

○加藤進君 こういう質問を続けていますと、事実、文部省自身が学習指導要領に基づく教育を進める財政的な保障あるいは施設整備の保障ということについてなお十分手を尽くしておらないということがあるんじゃないかと思っております。この点につきましては、先ほどの文部大臣自身の答弁にもありましたように、準備室をぜひ今後努力してつくるということならば、この趣旨と同様に、やはり学校図書館についても、たとえ学校の規模の大小はあろうが、これはもう一貫してこれをつくる。また、音楽室につきましても、これはもう音楽教室、音楽教育の内容を見てみれば明らかのように、このような内容の教育を実行していくためには音楽教室がなくてはならないことは、きかないことはこれ明らかであります。こういうことにつきましても事実真剣にやはり基準を明確にして実施の方向に踏み切っていただきたい、こういうことを強く私は要望するわけです。これが第一。

それから、そういう文部省自身の十分財政的にも施設整備の問題についても手を尽くしておらない結果がどういふことになるかと、いやおうなくそれは地域における超過負担になる。市町村に対する負担になる。国のほうで行なうべき施策についてこれが地方財政の負担になるといううなことはこれはもう地財法の趣旨、精神からいっても違反の事実これは明らかであります。何回もこれは国会においても論議されておるわけでございまして、その面の十分な改善が今日までなされておらぬ。こういう点から見ても超過負担問題はなお今後とも非常に深刻な問題としてさらに続けざるを得ない、こういう点が出てくると思えますけれども、その二点の問題について文部大臣、ぜひとも積極的なひとつ見解を表明していただきたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) いまのお話、文部省に對します御激励のおことばと私は承らしていただきたのでございます。どの程度まで、国も二分の一を負担して全国くまなく義務教育施設を整えるか、そういう点につきまして補助対象を明確に定めているわけでございます。この補助対象もだんだん経済がよくなりまして、個人の住宅も質がよくなる、あわせて義務教育施設もよくしていかなきゃならぬ。そういう意味で二割範囲を拡大していただいた。その二割拡大していただいたのをどう振り向けていくかということについて、先ほど来管理局長から御説明があったところでございました。文部省としては、しかし教育の充実、振興をねらひまして、それにとらわれないで私はある程度もっと充実した目標を示していいんじゃないかと思っております。文部省が示したものは全部国庫補助対象にならなきやならないということになりますと先に向かつて進めていくことができない。常に大蔵省の財政的な態度で押えられまうということになると思っております。文部省としてあるべき姿を示す、それを市町村がつくる、そのときに補助対象にならなかつた分をどうするかということでは

いますけれども、私は、文部省といたしましては、できる限り単独分として地方債資金を必要とする場合には、それに算入できるようにしていただきたらと思っております。従来どちらかといひますと、地方財政もなかなか苦しかったものでございまして、補助対象の裏負担しか地方債を認めない、単独施行というものは非常に窮屈に押えてきたと思っております。この単独分もだんだんゆるめてきていくわけでございまして。その次に、それじゃ、どの程度まで地方交付税法上の基準財政需要額に算入していくかというところでございまして。文部省がこうあるべきだと考えておりますものを全額を基準財政需要額に算入できればいいと思っております。話しがつきにくいと思っております。そこで、補助対象になつていない部分、それから一歩も踏み出さないんじゃないかと、やっぱりある程度まで広げる、それを基準財政需要額に入れたら、少なくとも、地方債資金の対象にはして、もう、こうやってだんだん文部省としてもより充実した方向を私は示していけばいいと思っております。その結果、補助対象との乖離は広がっていくと思ひます。同時に、補助対象部分も今回の基準面積二割拡大のようにだんだん、なお一そう将来とも拡大の努力をしていかなきゃならないと思ひます。こういう方向で努力をすべきものだ、こう考えておりますので、補助対象に入らないものを文部省が示しているからけしからぬという態度はぜひお許しをいただきたい。むしろ、理想を追うて文部省は私は市町村に呼びかけていっていいんじゃないだろうか、そのために市町村にはたいへん困難をしていることになると思ひますので、できる限り補助対象を広げなきやありませんし、基準財政需要額の算入額を広げなきやいけませんし、同時に、地方債のワケを拡大していかなくやらない、こういう努力を続けさせていただきたいと思ひます。そういうことで、市町村が積極的に熱意を持ってもらう。これやっぱ市町村に熱意を持ってもらうような態度を文部省がとることは私

は不適当だと、こうおっしゃっていただかないようにしたいと思ひますし、その結果ある程度超過負担というものが起こってくると思ひんであります。超過負担が、建築費の単価が高くなっているにもかかわらず低い額で補助金額を算定する、その結果起こる超過負担、これは私は避けなかりたいと思ひます。それは避けなかりたいと思ひますが、国が示している基準以上のものを地方団体がつくっていく、その結果超過負担が起こるんだと、これは私は一がいに責めないでお願いしたい。やっぱりみんな努力をしながら施設の充実をはかっていきたいものだ、こう考へておるわけですが、その辺の御理解もぜひ賜るようお願いを申し上げておきたいと思ひます。

○加藤進君 とにかく市町村の現状からいいますと、これを交付税交付金で解決するとか、あるいは起債に依存するとかというのではもはや解決し得ないような非常な困難な事態が私にはきておると思ひます。この点についての認識もぜひ議論をしたいと思いますけれども、そういう事態でなおかつ国が責任を負うべき義務教育を実施しなくてはならぬし、その負担がたとえどこにかかれ、これを実行しなくてはならぬということになりますと、これは地方自治体にもその犠牲や負担を負わせるのではなく、まず何をしておいても国の行政の面、国の施策の面においてこの負担をやつぱり負つていかなくてはならぬ、そういう点から申しますならば、きょうここで議論しましたような単価の改正の問題、あるいは、補助率の引き上げの問題、また足切りの解消の問題等々、具体的に検討を要する問題があるわけですが、それから、そのような問題について、さらに一その検討と研究をしていただいて、この面において国が負うべき義務教育上の責任を学校教育施設整備の面においても努力して改善していくと、こういうことも私は当然要求しなくてはならぬ問題だと思ひます。その意味においては教育基本法第十条の精神が生きていくわけですから、そういう精神を

明確にしなから地財法違反などというようなことを言われたいように、ひとつ学校教育の行政を進めていただきたいということをお願いいたします。きょうはこれで午前中の質疑を終わって、あとは午後に戻したいと思ひます。

○委員長(永野鎮雄君) 午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時二十六分開会

○委員長(永野鎮雄君) 休憩前に引き続き、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○加藤進君 高等学校の増設問題で質問します。

政府から提出していただきました資料によりますと、これは沖繩の高等学校の建設工事の問題でございまして、沖繩海洋博の工事の進行に伴つて高等学校の増設、改築、新築等々が非常に困難におちいつている、十八の高等学校が落札不調になつてゐる、こういう報告があるわけですが、いまいちふうに考へてゐるわけでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 四十七年度の沖繩の高等学校整備の問題かと思ひますが、御指摘のとおり、建築単価の高騰によりましてなかなか落札を見せません、予定工事の相当部分を四十八年度に繰り越したというふうに聞いておりますが、沖繩県当局におきましては、県自体におきまして約六億であつたかと思ひますが、補正予算を組みましてその実施につとめておるというふうに向つておりますが、ごく最近の状況につきましてはまだ報告を受けておりません。

○加藤進君 御承知のように、沖繩県は特殊な事情が積み重なつておりました、その中で沖繩海洋博が進行されるという状況であるわけですが、ともかく自己財源なるものがほとんどないというのが現状だと思ひますが、この事態を何らかの意味で打開していくためには、これはもう予算単価の引

き上げ、補助金の補正増額、こういう措置を国のほうでとらざるを得ないし、とる以外に方法はなないというふうには私は判断するわけでございまして、けれども、その点の文部省の見解はどうでございましょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 沖繩が自主財源につきまして非常に窮乏であるということは御指摘のとおりでございまして、かつまた、いろいろな特殊事情があるということも御指摘のとおりでございまして、そうした状況にかんがみまして、沖繩の負担率につきましては、御承知のとおり小、中学校の校舎、屋体等につきましては、これは十分の九の補助、それから学校統合や危険改築につきましては四分の三の補助を行なつております。また、特殊教育諸学校の小、中学校につきましては小中学校と同じように十分の九、幼稚園、高等部につきましては三分の二、それから高等学校の建物の新築につきましては、本土の場合は補助対象になつていないわけですが、沖繩の場合は三分の二の補助をする、それから高等学校の危険改築でございまして、本土の場合は三分の一補助でございまして、沖繩の場合は三分の二補助をするという措置を講じておるわけでござい

ます。そうした措置によりまして沖繩の特殊事情に対応しておるわけでございまして、昨今の建築単価の高騰の問題につきましては、総理府が中心になりまして物資あるいは労務等の面につきまして総合的な施策を講じておるわけでございまして、四十八年度予算の執行につきましては本土の場合と同様のお答えになるわけでございまして、いましばらく推移を見たいということでございます。四十七年度の執行につきましては先ほど申し上げましたような措置がすでに講じられておるわけでございまして、おそれる落札も可能になろうかと考へております。

○加藤進君 この表を見ましても、とにかく入札に応ずる企業もない、応ずる工事関係者もないという現状もありますし、予定単価に比べて入札価格が非常に高くなつてゐると、こういう状況を打開していくために、いかに自己財源にたよるうと努力されてもこれはもう限度がありまして、どうしても超過負担を覚悟しなくてはならぬし、この負担能力をさえないと、こういうのが現実だと思ひます。したがって、ぜひこの問題について予算単価の引き上げあるいは補助金の補正増額等の措置をぜひ文部省としても検討して、こういう高等学校等々の学校の増改築が行ない得ないような状態を打開していただきたいと、こう思ひますが、その点について一言お聞きをいたします。

○政府委員(安嶋彌君) 四十七年度の予算の執行は過年度のこともございまして、沖繩県独自で措置が講ぜられておるわけでございまして、四十八年度の問題につきましてはただいま申し上げましたように、現地の状況等を十分把握をいたしまして、私どもの態度をきめたいというふうに考へております。

○加藤進君 ぜひ、その点御検討を、御努力をお願いしたいと思ひます。

そこで、高等学校の問題でございまして、けれども、現在、中学生で高等学校に進学する率は大体どの程度に達しておるでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 中学から高等学校への進学率でございまして、四十七年度について申し上げますと、全体で八七・二%ということでございます。

○加藤進君 八七・二%と申しますと、中教審が計算した高校の進学率をさらに上回ると、こういう状況ですね。東京都では、これはどれくらいのところまで到達しておるのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) ちよつと正確な数字はいま持ち合わせておりませんが、東京都の場合はたしか九五%程度だったかと思ひます。

○加藤進君 私どものほうの資料もそうなりますから、これはそうだと思います。

そうしてみますと、これは東京都だけではなく、大都市を中心としてとにかく全国的に高等学校の進学者は非常に多い、こういう状況がいやうなく現実だと思ひますね。そういう状況であ

りますから、高等学校についての従来の考え方を一度再検討する必要があるのではなからうか、高等学校をどう見るかということ、小、中校は義務教育だけれども、高等学校は義務教育ではないと、これはもう地方にまかすべきだというような考え方はもはや進み得ないような国民の要求があり、国民の高等教育に対する熱意がうかがわれると思えますけれども、その点について文部大臣、高等学校についての従来の考え方について何らかの改善をしないでならぬと、こういうような御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 高等学校の進学率は急激に上昇してまいっているわけでございまして、今後ともなお一層上昇してくるものと予想されるわけでございまして。これら高等学校へ進みたい方々すべて高等学校に収容できるだけの施設は整えていかなきゃならない。そういう考え方に立てて国・公・私立協力しながら希望者を受け入れられるように努力をしていきたい、かように考えております。

○加藤進君 この問題に関して、去る衆議院文教委員会でおが党の栗田委員の質問に答えて文部大臣はこう答えておられます。高等学校は地方公共団体が財政責任を負っていく。大学は大体国が財政責任を負っていくというふうに言われたと思えますけれども、この答弁だけを見ますと、国としては高校増設等のために国庫補助等々の措置を考えていないかのように受け取られるわけでございまして、その点、文部大臣の真意はどこにあるのか御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) いずれにしましても、広い意味の国で必要な配慮をしていかなきゃならないと思ひます。その際に、そのお金を国庫から出すのか、地方公共団体のふところから出すのかという問題になりますと、たてまえとしては高等学校以下は地方公共団体、大学以上は国というふうなことできていっていると思ひますし、将来ともそういう考え方でよろしいのじやないかと、こう思っております。個々の地方公

共団体が負担する場合に、その負担ができるように国として配慮をしなければならぬ。その場合は地方財政上個々の団体にそれだけの財源が向けられるように、地方税で不足する部分は地方交付税交付金その他の財源でまかなわなきゃならぬ。そういうことについて十分な手当てをしていくべきだと、こういうことだと思ひます。

○加藤進君 いま文部大臣が答弁された、そこに実は問題があるのじやないかと思うのです。いまの高等学校を要する非常に強い世論があります。進学率が非常に高く高まっている。もうほとんど義務教育的な要求になっている。こういう状況のもとで、ではそれに見合う高等学校を増設していかうとして従来のように地方交付税交付金やあるいは起債措置等々だけでこの事態が打開できるのかどうか。私はこの現状認識という点で実は文部大臣と若干違ふものを持っておりますけれども、この点について文部大臣重ねてお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国民多数に関係します仕事をどこで責任を負っていくのか、その責任を負っていくところで財源も負担する姿のほうで、国民から見ました場合に、責任を果たしているかどうかというのを追っていく場合があります。都合がいいんじゃないだろうか、こう考えるわけでございまして。その場合に、地方公共団体の負担していただきますものと国の負担していただきますものと実際の財源の配分がバランスを失っているなら、それはバランスを変えたいという問題じやないだろうか。国税の分量を減らして地方税の分量をふやしますとか、あるいは国税の所得税、法人税、酒税の三二%が地方の財源になっているわけでありますけれども、この三二%を分けるのか、そういう問題はあるかと、こう思ひます。思ひますが、できることなら仕事の責任を負っているところが負担もしていくと、そうしますと責任の所在が明確になつてくるわけでございまして、そのたてまえはなろうこと守つていきたい。原則どおりにかね場合もいろいろありましようけれども、そ

れは守つていきたい、こう思ひます。その結果、国の財源の総量と地方団体の財源の総量とが適合しない場合には、国民にさらに負担の増加を求めるとか、あるいは国から地方へ譲るとか、そういうような変化、変更は試みなきゃならないと、こう思ひます。

○加藤進君 そこで、私は具体的に申し上げますけれども、一体、それぞれの県で高等学校を増設する場合に、どれくらいの数を増設しなくてはならないかという点なんです。私の愛知県でも進学率が伸び、あるいは生徒数が増加していく等々から算定してみますと、十年後には、すなわち昭和五十八年度までには大体百校以上、数字からいいますと、一学級四十五人、一学年八学級と見て百七校が必要だと、こういう厳然たる数字が出ておりました。それから、東京都でも今後の試算をされておりますけれども、十年間に少なくとも百校必要だろ、百校以上をこえる高校を増設するとなると、年間に少なくとも十校ずつは増設しなくてはならない、こういう事態になるわけですが、こういう事態に対して、いま言われるように弾力的に国の補助その他を考慮するということ、地方自治体に主体性をまかせながら、この問題について対処していきたいという文部大臣の見解でございまして、これを一体どういうふうにして現実的に自治体においても高校が現状に見合つて増設できるのか、その点について、文部大臣、さらに積極的なひとつ御見解を表明していただきたい、こう思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 今後どの程度高等学校の増設が必要であるかということでございますが、実は、昨年の秋に文部省が調査したところによりますと、将来五年間、四十八年度から五十二年度までの五年間におきまして約二百四十校の高校新設が必要であるという結果が調査で出ていたわけでございまして、このうち約半分の百四十校でございますが、これが東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、兵庫の七都府県における増設でございます。そこで、これに対してどう対処するかとい

いうことでございますが、私も現在あらためて将来の高等学校増設の計画を都府県に照会をし、まともな状況でございますが、ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、財源措置といたしましては地方財政の措置を主にすることが適当ではないかというふうに考えておるわけでございまして、特に、ただいま申し上げましたように、大部分の高等学校を増設するこの七都府県というのは比較的財政的にも大きな規模の府県でございますので、起債、交付税等の、まあ起債措置が中心になるかと思ひますが、起債措置を中心にした財源措置でもって相当程度カバーできるのではないかと、この考え方でございまして。

○加藤進君 一つの高等学校を建設するのに、もちろんところによりまして多少の相違はありましようけれども、大体どれくらいのお金を見ておられるでしょうか。私たちの計算によりますと、建物だけで少なくとも六億、あるいは十億に達するであろう、用地を含めると二十億を要するのではなからぬ、こういうわけですから、たとえば愛知の場合、一年に十校程度の増設が必要となりまして、用地費を含めて百六十億の予算を伴わなくてはなからぬ、こういうのが現実なんです。こういう現実を踏まえながら、高校増設を要望に見合つて実現していくとなると、並み並みならぬ決意が必要だ。その決意を文部省は持つておられるかどうか、この点を私はお尋ねしたいわけで、これをすべて地方自治体にまかせて地方自治体の交付金で、あるいは起債でやれというようなことは、私は結局のところ高校増設は現実に見合つて不可能、こういう結論が今日各地に起こっている、このことを私は重ねて強調したいと思ひますが、その点について文部大臣に見解を伺ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 一校どれくらいの金額が高等学校の設置に必要なかということでございますが、これは土地の単価の取り方が非常に大きく響いてくるわけでございまして、自治省に從來申請

御承知のとおりこの進学率が九〇％に近くなつておる。さらに、それを上回るであらうというようなことも予想されておるわけでございますが、そうした観点から中教審におきまして、この高等学校教育のあり方について、いろいろ議論がございまして、方向といたしましては、やはり後期中等教育をすべての青少年に何らかの形で施すべきであるという基本的な方向になっておるわけであります。で、その内容といたしましては、高等学

校の正規の教育あり、その他各種学校の教育もありあるいは高等専門学校の教育もあり、多様化した形で、この後期中等教育をすべての該当年齢の少年に与えていくべきであるというのが、中教審の基本的な考え方でもございます。また、文部省もそうした後期中等教育をすべての少年に及ぼすというような基本的な施策で、基本的な考え方であるが、各般の施策を進めておられるわけでございます。学校教育全体の中における位置づけと申しますと、おおむねそういうことかと存じます。

○加藤進君 とにかく普通教育の一環であることは、もうはつきり学校教育法に明記されておられるわけでありまして、これは憲法上からいっても、国が当然普通教育について責任を負うていくというのが基本的な私は姿勢だと思っております。そういう点から見て、いままで若干なりとも高等学校の教育施設について努力を払われたことは認めつつも、なおかつ、今日の時点においては、高等学校そのもののあり方とまた学校教育上における位置づけを明確にして、国の責任を明確にしながら、これを実施していくということが当然私は必要ではないかと、そういう観点から財政措置について、もし必要な高等学校が地方自治体の努力にもかかわらずできないというような事態があるならば、これに対してやはり国は責任をもって補助をし、援助の手を差し伸べるといことが、私は何おいても必要な姿勢ではないかと考えるわけでは

そこで、聞きますけれども、最近、自治事務次官から各省庁事務次官あてに昭和四十八年度の地方財政措置についてという文書がきておりますね。これはきていますから、私は文部省からいただいたのですから、そういうのがあります。これについて、特に自治事務次官から文部省に対して要望しておる事項があるわけですか。特に、高等学校についての要望がここにも出ておるわけで、この要望に対しておそらく文部省事務当局も、これにこたえるような、何らかの意思表示なり措置なりをされたであろうと、私は推測して

おるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 毎年、自治事務次官から地方財政に關連する各省の施策につきまして、そうした御要望がくるわけでございますが、四十八年度は。

○加藤進君 四十七年七月十日。

○政府委員(安嶋彌君) たしか私も拝見をして検討をしたわけですが、その結果が四十八年度の概算要求という形で大蔵省等に提出されて、すでに国会でお認めをいただきました。四十八年度予算ということで具体化されておるわけでございます。たしかその中には、午前中も御質疑がございました小、中学校施設の整備について補助率を上げるとあるいは用地の購入費の内容をさらに充実するといった内容が含まれては、私ども検討の上、先ほど来御説明を申し上げているような結論に至っております。

○加藤進君 手元にこの資料を持っておられないようですから、私その関係するところだけを読みますと、「人口急増地域における義務教育施設の整備の緊急性にかんがみ、学校用地の取得費に対する国庫補助制度の充実をさらにすすめる」とともに、校舎、屋内運動場等の整備に要する経費に対する国庫負担率の引上げ、「これはやられたですね。」「先行整備の拡充」これも私も要望しましたし、出ておりますね。ただし三百戸以上の人口急増地、こういうことですね、団地その他の。そういうところが出ておられますけれども、「先行整備の拡充等特別の財政措置を講じたいこと。」その次ですが、「また、これら地域における幼稚園、高等学校、体育施設および社会教育施設等の施設整備に對しても、同様の観点から、義務教育施設に準じた特別の財政措置を講じたいこと。」と、この最後の点ですね、「義務教育施設に準じた特別の財政措置を講じたいこと」と、こういう要望があるわけですが、この点についてはま

だ十分に検討なり、対策なりを講じておられないかに見受けられますけれども、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 自治省の希望としては、おそらくいまの文面からいいますと、国庫補助制度をつくってこれというところのなかもしれませんが、しかし、政府全体として考える場合には、やはり事務の責任を負うところでは経費の負担もしたほうがよいという結論になったから四十八年度は特別に国庫補助制度を高等学校について広げるというやり方はとらなかつたということに御理解を賜わりたいと思っております。しかし、いづれにしても、当該団体が必要な経費を提出していただきますように国の財政なり、地方財政なりでその配慮はしていくことだと、かように御理解賜わりたいと思っております。

○加藤進君 地域の父母たちは言うまでもなく、地方自治体もあるいはその声を反映して、自治省もまたこういう要望を政府内部で出すということでは、これはやはり重要な問題だと思っております。このような自治省の見解というのは、それなりの理由は理由があるし、また、それに対しては積極的に受けとめてこの方向を推進するような検討と努力をせひしていただきたいということを特に私はこの問題について要望しておきます。

なお、ちよつとあと時間がありますから、私立の高校の助成の問題について一言触れたいと思っておりますけれども、今日、各地の地方自治体では父母負担の軽減措置をとるような努力、配慮をしております。特に私立高校生に対する授業料の補助を行なっておりますところが非常にたくさんある、こういう状態は御存じのとおりだと思いますけれども、残念ながら国のほうからはこれに対する何らの意思表示も、助成措置もとられておりませんけれども、この助成措置を講じない理由というのはどういうところにあるのか、どういふふうにかの点を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(奥野誠亮君) 文部省は財源措置をするわけじゃないに、大蔵省と自治省とが財源措置をしていくわけでございます。地方団体のふところから出すもの、それを自治省が世話をし、国のふところから出すものを大蔵省が世話をします。したがって、ものの性質によりまして地方団体のふところから金を出したほうがよいものもある、国のふところから金を出したほうがよいものもある、こう思うわけでございます。私学の助成につきましては、大学以上は国のふところから金を出そうじゃないか、高等学校以下は地方団体のふところから金を出そうじゃないか、そういうこととで文部省としては自治省に高等学校以下の私学助成の方法を依頼しているわけでございます。その結果、私立の大学に対して国が助成しますと同じ方式を高等学校以下の私学につきましても都道府県から助成していく、都道府県の助成に要するものは都道府県の基準財政需要額に算入していく、こういうことでやっています。その方式に従いまして都道府県は私学に対していろいろな形で助成をしているわけでございます。これは自治団体でございますので、大きな考え方をいま申し上げましたような地方交付税制度の運用の中に織り込んでいくわけでございますけれども、画一的に必ずしも国の言うとおりにする必要はない、結果的には、私立学校法人に対しては、授業料を引き下げたところもございまして、授業料を引き下げた分を都道府県から補てんをしようというやり方をしている団体もある。しかし、総体としては、国庫が私立大学に対して助成をしている。それに準じた助成が高等学校以下に対して都道府県から助成が行なわれている、こう御理解いただきたいと思っております。

○加藤進君 そういう地方自治体からの助成あるいは地方交付税に基づくいろいろな措置、これは当然でありますけれども、しかし現在私立高校が持っている教育上の役目、位置と申しますと、御承知のように、大都市の都心部に高校がなかなか建てられないという事情もあって、私立高校は今日高等教育においても欠かすことのできない存在

も、それでも五回や六回は出ていると思います。調査室からも講師になって来てもらってそうして話も聞きました。文部省からもたしか何か資料をもらったと思います。

そこで結論が言つて、いろいろそのときわかったんですけども、教育現場にある校長たちが非常にこの設置基準というものをつくつてほしいという希望があるわけなんです。それを知つたわけです。それは毎度そういうあれをあげているということ聞いた。そういうこともあって、私どももいろいろな角度から、いろいろなやり方も、しろうとてあまり学問的とか何とかということとでございせんから、たまには見当はずれなこともございしましたけれども、しかしまた一面、障害児童とそれから一体設置基準というような問題も実はいろいろ検討してみたこともありました。そういういままでの経過がございましたものですが、この法律案を見て、それから実は衆議院の速記録もたんに読んでみました。なかなか、質疑を見ると、大体だれが言うのもみな同じようなことを野党は言っているんです。答えるほうにうまく切り抜けている。それを見まして、これからそのことも多少あとで私の考えを述べながら質問したいんですけども、まずその前に、この設置基準というものに対してどういう考えを持っているか。どうして一体教育からいへば法的にも、学校教育法施行規則第二章の第十六条「小学校」ですな、第三章の五十何条かというのが「中学校」、それに つくるように書いていますね。それがつくられないというのは何か理由があるのか。義務教育といへば、私はある程度ここあたりがほんとうは中心になってやらなければならぬのだらうと思うんだけど、やられていないのはどういうわけだと、そういうことで現場の人たちに對してのアンケートもとってみました。アンケートはあまりたくさん出すとこれは金もかかるから、大体うまく全国的に一つの標準を当てながら、校長とか校長でない人にも出してやりました。

が、このアンケートというのは、来ないのもありましたが、たつた一枚を抜かしては、積極的にやけつくりという考え方に立っているんですね。つくりなないことが義務制教育のやけり前進をはばんでいい、こう見ているんですよ。それはたとえ最低の基準、最低限のことを押えた問題にして、どの設置基準を見ても、これはとにかく現状の維持ではだめなんだと、だんだん改良していかなければならぬということは大学から幼稚園に至るまで書いてある。そういう努力といううなもの、私は設置基準なくとも、義務制の学校の法律を見てもこれはあることは認めますよ。だんだん悪くなつていくということはない、だんだんよくなる。法華の太鼓ほどはよくなぬけれども、だんだんよくなつていくことは間違いない、認める。しかし、もつといかなければならぬというところは確かにありますね。

そこで、これをいま一々読むのもあれですけれども、まあ、この設置基準というものの、もう熱望しているといつてもいい。しかし、大阪から一つのあれがありましてね、最低の基準をただ確保するというだけじゃ意味がないというやうなや極的な、あつていいけれどもそんなところに低迷しているやうなあれじゃ困るんだというやうな、これはやつぱりいまはもつとふえましてだけれども、六大都市といわれるのは何と云つても財政的に非常にあれなものですから、これは教員の給与の問題でも、待遇の問題でもやつぱりちよつと考え方の違つたところがあるわけですが、そういうのと同じこれやつぱり多少低いほうに右にならえなんかさせられちゃたらぬというやうな気持ちがあつてのことではないかと私は判断したんですけれども、深く追求して調べたわけでごさいますから断言はできません。

そこで、お尋ねを先ほどからすると言つておりますので伺いますが、これをいままで手がけなかつたのは何の理由でしよう、これをひとつ、これは担当局はどこなんですか。初中局——首ひねつていられるけれどもこの局、これは文部大臣にお

開きしてもあれだから、文部大臣よりかもやつぱり長く文部省におられる方がいんじやないかと思つても、どちらの局長でもけつこうだけれども、どういふわけなのか、ちよつと聞かしてもらいたい。

○政府委員(岩間英太郎君) もう二十年以上も前になつたわけでごさいますけれども、私が財務課長の課長補佐をしておりまして上から命ぜられましてまあ学校の基準を法律でつくりやういふやうな作業をしたことがございまして、ちよつと新制中学など新しい学制も発足した当時でごさいます。そういうやうな試みをしたわけでごさいます。そこにおられます奥野大臣が、自治省でごさいます、の財政課長をしておられました。その法律案を自治省に持ち込んだわけでごさいますけれども、まあ課長のところまでいかな

ないで課長補佐ぐらゐのところでやういふやうな法律には賛成しがたいというやうな公文書もあつたやうな覚えがございまして、まあ当時でごさいますと、まだ新しい学校の制度をつくるというやうなことでも新しい学校ができてくる、しかも土地の問題その他もまだ余裕があつたわけでごさいますけれども、しかし財政的に非常に苦しい時期でごさいました。まあそういう意味で、そういうやうな設置基準については手が届かなかつた、それから現在までそういうやうな設置基準につきましては御案内のとおり幼稚園とか、高等学校とか、そういうものについては基準があるわけでごさいます。これは一つは認可基準というやうな性格を持つていられるわけでごさいます。私立の高等学校あるいは幼稚園を認可する場合の一つの基準になるわけでごさいます。ところが、義務教育の場合には御案内のとおり、これはもうどうしても子供がいれば学校をつくらなさいか、子供がいれば就学させなければいかぬ、そういう状況で、現実には現在一学級の学校から最高六十二学級の学校まであるわけでごさいます。そういうことで、義務教育の場合にはどうしても子供を入れないければならぬ、そのために子供がいれば学校を

つくらなければいけないというやうなことでございまして、非常にまあバラエティに富んだ学校があるわけでごさいます。そういうことで、基準をつくると申しましてもなかなか全面的な基準をつくるということはむずかしいわけでごさいます。で、私もその中で特に必要な部分、たとえば定数、学級編制それから建築、建物の基準等につきましましてやういふ基準をつくりまして場合のメリットと申しますか、それを洗ひましてやういふものをつくりましてやういふわけでごさいます。現在、したがつて幼稚園や高等学校のようにある程度やういふ基準に合かなければ設置を認めないというやうな意味合いが義務教育につきましましてはそれだけの実績というものは少ないわけでごさいます。もちろん、私立のものもございましてけれども。

○委員(長退席、理事楠正俊君着席) そういうことで、いままで私どもの可能な部分から、また必要な部分から基準をつくりていくというやうな方法をとつてまいつたというのが実情なんでしょう。○小林武君 局長にお尋ねいたしますが、そうすると、あなたのいままでの話を聞いているという、これからは設置基準というものは全然手をかけない、こういうやうに理解してよろしいですか。○政府委員(岩間英太郎君) 手をかけないと申しますよりは、必要なところにつくしましては設置基準的なものをつくつてまいつたわけでごさいます。たとえば、学級編制でございまして、それから教員の配置の基準でございまして、それからものにつくしましては基準をつくりてまいつたわけでごさいますけれども、むずかしい部分がございまして、高等学校や幼稚園のように全体につきまして網をかかせるというやうな基準というのはこれは相当むずかしいんじやないかというやうな気がするわけでごさいます。○小林武君 その網をかかしたむずかしいというのは、義務制の学校と高等学校とそれから幼稚園、大学それから短大、高専、あらゆる設置基準を持つていられるものはみなですがね。どういふところなんですか、網をかかした義務制があぶないのは。ほかのほうはみんな網をかかしてしまふじやないが、それから網をかかしたとにかかあぶないというものが義務制の学校だと、こう判断できますね。しかし私見するやうに、設置基準というものはピンからキリまであつて大学の設置基準、よく私は読んだすけれども、「大学時報」という雑誌見ますという、大学設置基準というものはあなたのあつていられる認可基準、そのほかに大学基準というのがあります。認可基準というのとは一番まあ程度の低い、まあこまごまでいってから大学にしてやうかというやうな、認可してやうかというやうな大学基準というものは非常に上のほうの基準だ

と、こういうことを座談会で言つていられる。これは自民党の議員も出てやつていられる座談会ですから、そういうまああれだけれども、認可の基準にはみんなそれを見て義務制学校というものは達している、と、こう見てのお話ですか、あなたのお話は。○政府委員(岩間英太郎君) 私は、義務教育だからむずかしいといふことを申し上げたわけでごさいますけれども、それはたとえば、一人子供がおりますしてもその子供を収容するのに必要な対策をとらなさいいけない、極端な場合を申し上げますと、そういうことでございまして、したがつていまして、僻地の場合には一学級の学校も現実問題としてあるわけでごさいます。しかし、高等学校とか幼稚園でございましてたとえ何学級、一人子供がおつて学校をつくるというやうなことはこれは現実問題としてないわけでごさいます。そこが義務教育と、それから義務教育でない学校との違いだと思つていられる。したがつて、たとえば、小学校の場合には何学級の学校が望ましいといふことを申しましても現実問題といたしまして子供が少なかりやないにやつぱり学校をつくりていふことでございまして、私どものできる範囲

で、たとえば一学級の学級の人数は最高はどれぐ
らいにするというふうなことはもちろんきめてま
いるわけでございますけれども、学校の規模をど
うするかとかというふうなことを、かりにたとえ
ば十二学級あるいは十八学級でいいといたしまし
ても、現実にはそれよりも小さなものもあるわけ
でございまして、また、明治以来の長い歴史
もございまして非常に大きいものもあるわけで
ございまして、これをいままさぐさというものが望ま
しくないんだといひましても、現実問題としてど
うしようもない場合もあるわけでございまして、
そういうものは基準に乗りにくい、そういうふう
なことを申し上げているわけでございまして、した
がいは、私どもが基準をつくりまして学校の
内容をよくしていくというふうな方向が望ましい
ものにつまましてはできるだけそういう基準をつ
くってまいったつもりでございまして、たとえば学
級編制、教職員、それから教材費、それからある
いは建物、そういうものについて、できるところ
で望ましいものは基準をつくっていく。そういう
方向でまいっているわけでございまして、また、今
後もそういう方向でまいりたいというふうに考
えておるのでございまして。

○小林武君 文部大臣、あなたは、先ほど聞いた
ら、自治省におられたとき、この設置基準をつ
くるのをやめると言った側のほうの人だというこ
とです。あとで何かそのことをよくわかって
おたら——全部わかってるわけじゃないだろう
けれども、わかっておたら、ひとつちよつと自
治省のその当時の空気としてはこうだということ
を述べてもらいましよう。全然知らなかりやそれ
でけつこうです。ただ、私はここでこう見ますと
いうと、ぜひつづけてもらいたいというのがある
んですよ。だから、これを見るとき、とにかく
くなければ、やっぱりほんとうに義務制学校とし
ての教育に最低基準をえ保たれてないという異な
り何なりがあるわけだね。そういう考えを持って
いるところ、大体これをよこしたのは校長として
は中心校の校長です。だからそんなに、いま局長

言ったけれども、一人の学校なんて世の中にな
いと思つていられるけれども、たまにあつたとしても、
そんなものは例にあげるほどのことはない。実在し
ないようなことを大げさに言つて速記録に残すな
い根性はけしからぬと思つていられるけれども、そ
れはそれとして、大体中心校の校長が全体的に自
分の管内のレベル、教育のレベルでやっぱりこれ
をつくるべきだといふのがあつたわけだ。ここに書
いてある。しかし、あなた、いま文部大臣とし
て、局長が言われるように、これからは絶対そう
いふものには耳を傾けないといふふうにお考えに
なつていられるかどうか、それをお伺いしたいわけ
です。その際、薄いから厚いからというわけじゃ
ないけれども、これは昭和三十三年に修正して四
十五年に再修正をした全日本中学校長会の中学校
設置基準、これは小学校設置基準第四次案、昭和
四十五年の二月の全国の小学校長会のものなん
です。その中を見るとき、私は教員上がりで
すからよくわかるのです。やっぱり学校という
は手づからではできないといふこと。これは読み書
きそばんといつたわかれの子供のころならば
いさ知らず、いまの教育の現場の中に入つてい
たらさうはいかぬ。さうするといふと、設備だ
とか、あるいは教師の問題も出てくる。建物の問
題もさうです。私は建物のことはあとで多少申し
述べますけれども、そういうものでもどことなく
うが一体されていられるかといふようなこと。建物
一つ見ても、たとえば、普通教室と特別教室とい
うのは、どういふ考えで一体分けられたのか。運動
場が校舎の中からはずれて——校舎でないとい
言つてないけれども、校舎からはずれていられる
うのは、これは大蔵省の一つのものの考え方じゃ
ないだろうかと思ふ。まあ根のほうにいふたら、
大蔵省が言ひやすいようなことですね。これを校
舎にしたら、どんなところでも大体屋体というの
はつくらなかならない。校舎でないといふこと
になると、一つの付属の施設になるからなくなつ
てかまわない。だから、いまでも何だか、局長の
答弁を聞くと、小学校で二五・六%まだ屋体を

持つてない学校がある、こつて言つていられる。屋体と
いふのは、考えようによつては——考えようじや
ない。もう考えるまでもないこと、これはい
わば体育の教室だ。それが校舎から漏れてい
うことなんといふのは、現場を経験した者はとて
も考えられない。さういふようなことを考へて、
みんなが一体ほしがつていられるものをどうして、そ
れは法律とか何とか、いわゆる文部行政の
もつと高いレベルの話ならば、局長さんの意見と
いふのは私とはかくたいへんあれだと思つけれ
ども、子供を直接育てている現場の教師のもの
の考え方、教育に対する考え方といふのは、や
りあなたちから見れば、ずつと現実的で、ず
つと子供に役立つようにできている、こつて私
は判断している。さういふ場合に、これからは絶対
やしませんといふことを、いま答弁ありましたけ
れども、大臣もやっぱりそんなかたくなな気持ち
をお持ちですか。ちよつとひとつ意見を述べ
てくだい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 文部省と自治省との間
で二十数年前にどういふ議論があつたのかは覚えて
おりません。
同時に、小、中学校の設置基準、教員の配置で
ありますとか、あるいは校舎の整備でありますと
か、ばらして一応の基準ができておるのですとい
うのが、文部省の事務当局の考え方じゃないだ
ろうか、こつて思つてございまして。
しかし、どう整備していったらいいかといふこ
とをいろいろ議論していきまふ場合には、ましま
つたものがあつたほうが具体的に長所短所がわか
りやすいと思ひます。私自身、地方交付税法の運用
にあたりまして、あるべき姿といふものを常に求
めておつたわけでございまして、たとえば農事試
験場は、どういふ規模の団体であれば、どうい
う農業従事者が要するだろうか、それらの種目ご
との農業従事者、それを頭に置いたら、どうい
う試験科目が要り、またその試験場にはどれぐ
らいの建物の規模、あるいはまた職員の規模、さうい
ふものを想定をいたしまして、それらを運営するの
は一年どれぐらいの金がかかつていくか、それ
だけのものを個々の団体に保障しなければなら
ない。こつていふ考え方をよく出しまして運用
してきて、さういふ考え方をいまま話をして
おつたところ、こつて大切じゃないかなとい
うことを考へておつたところ、こつて大切じゃ
ないかなといふことになりました。児童生徒の
員数と学級構成、成だろつと思ひます。それを基礎に
して、校舎としてはどういふものでなければなら
ない、また、教材その他としてはどういふものを
整えていかなければならぬ、あるいはまた職員
室としてはどういふ程度必要であるとか、や
っぱりさういふ絵をかくていく。だから、幾
つかの学校の規模と申しまふか、あるいは児童
生徒の員数と学級数といひましようか、さうい
ふものを基礎として、それが基礎になつて、今
後の義務教育諸学校施設費国庫負担法であ
りますとか、あるいは義務教育費国庫負担法
でありますとか、さういふものの改正を検討
するたいへんいい材料になるのじゃないかと
、こつて感じが持つておつたところ、こつて
ございまして。いまいろいろ伺ひながら、思
ひつきたいことを申し上げて恐縮でござい
ますけれども、さういふモデルをつくつてい
く、そして批判を求めていく、こつていふこ
とが大切じゃないかなと、こつて判断をして
おつたところ、こつてございまして。

○小林武君 ただしかし、文部省の側も、いまの
大臣のあれだといふと、検討してやっぱりつ
たほうがいいんじゃないかといふような御意見
だと思ふのです。思ふのですけれども、先ほど
局長の答弁ですと、渡つていられるように見
える。渡つていられるように、これからはそれ
でいくといふことを考へていられるようなんだ
が、それは私はわからぬこともない。なぜか
といふと、やっぱりあなたは教育財政の財政
配慮で、よほど大蔵省にいじめられてい
ると思ひます。大蔵省へ行つても逆ねじ食
わされるようなことはなるべく近寄

持つてない学校がある、こつて言つていられる。屋体と
いふのは、考えようによつては——考えようじや
ない。もう考えるまでもないこと、これはい
わば体育の教室だ。それが校舎から漏れてい
うことなんといふのは、現場を経験した者はとて
も考えられない。さういふようなことを考へて、
みんなが一体ほしがつていられるものをどうして、そ
れは法律とか何とか、いわゆる文部行政の
もつと高いレベルの話ならば、局長さんの意見と
いふのは私とはかくたいへんあれだと思つけれ
ども、子供を直接育てている現場の教師のもの
の考え方、教育に対する考え方といふのは、や
りあなたちから見れば、ずつと現実的で、ず
つと子供に役立つようにできている、こつて私
は判断している。さういふ場合に、これからは絶対
やしませんといふことを、いま答弁ありましたけ
れども、大臣もやっぱりそんなかたくなな気持ち
をお持ちですか。ちよつとひとつ意見を述べ
てくだい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 文部省と自治省との間
で二十数年前にどういふ議論があつたのかは覚えて
おりません。
同時に、小、中学校の設置基準、教員の配置で
ありますとか、あるいは校舎の整備でありますと
か、ばらして一応の基準ができておるのですとい
うのが、文部省の事務当局の考え方じゃないだ
ろうか、こつて思つてございまして。
しかし、どう整備していったらいいかといふこ
とをいろいろ議論していきまふ場合には、ましま
つたものがあつたほうが具体的に長所短所がわか
りやすいと思ひます。私自身、地方交付税法の運用
にあたりまして、あるべき姿といふものを常に求
めておつたわけでございまして、たとえば農事試
験場は、どういふ規模の団体であれば、どうい
う農業従事者が要するだろうか、それらの種目ご
との農業従事者、それを頭に置いたら、どうい
う試験科目が要り、またその試験場にはどれぐ
らいの建物の規模、あるいはまた職員の規模、さうい
ふものを想定をいたしまして、それらを運営するの
は一年どれぐらいの金がかかつていくか、それ
だけのものを個々の団体に保障しなければなら
ない。こつていふ考え方をよく出しまして運用
してきて、さういふ考え方をいまま話をして
おつたところ、こつて大切じゃないかなとい
うことを考へておつたところ、こつて大切じゃ
ないかなといふことになりました。児童生徒の
員数と学級構成、成だろつと思ひます。それを基礎に
して、校舎としてはどういふものでなければなら
ない、また、教材その他としてはどういふものを
整えていかなければならぬ、あるいはまた職員
室としてはどういふ程度必要であるとか、や
っぱりさういふ絵をかくていく。だから、幾
つかの学校の規模と申しまふか、あるいは児童
生徒の員数と学級数といひましようか、さうい
ふものを基礎として、それが基礎になつて、今
後の義務教育諸学校施設費国庫負担法であ
りますとか、あるいは義務教育費国庫負担法
でありますとか、さういふものの改正を検討
するたいへんいい材料になるのじゃないかと
、こつて感じが持つておつたところ、こつて
ございまして。いまいろいろ伺ひながら、思
ひつきたいことを申し上げて恐縮でござい
ますけれども、さういふモデルをつくつてい
く、そして批判を求めていく、こつていふこ
とが大切じゃないかなと、こつて判断をして
おつたところ、こつてございまして。

らないほうがよいというような、そういうあれが非常に強過ぎてそうおっしゃっているのじやないかと思うのです。これは確かにたとえこの施設費負担法一つ見ましても、たとえば校長の考えているその建物なり設備の問題を見ますという、それは、現在の教育というものがどう変わってき、その変わり方の中でどうあらねばならないかというのを端的に示しているのですよ。もうわれわれが教員をやった現役時代の考え方は飛躍的に違っているのです。想像もつかないような変わり方をしているわけです。だから、それは日進月歩といわれる世の中と、それに相応した、ある意味でその先導的な役割をする教育というものがどう一体いかなければならないかということ、これは端的にこの中に示されていますよ。そういうことには金がかかる、金のことを御心配のようなもの、言い方ですが、大蔵省も来ますから、それじゃひとつ金のほうをお尋ねしますけれども、文部大臣、今度の国会に出された法律案を見て、いわゆる中教審答申路線というものが非常に強く出ている。いわばあなたたちのほうからいえば第三の教育改革という一つの方向でできているというふうに私は見ている。そういうあれであります、この答申のときに、あまり長々と書いているわけにいきませんけれども、答申のときに、昭和五十五年には十三兆一千二百億円、国民所得の六・二八%に増額する。昭和四十六年がちょうど教育総投資が国民所得の四・八%に当たる三兆一千五百億円強であると、こう書いてあります。

〔理事楠正俊君退席、委員長着席〕

これがこれから十三兆幾らになる。これは十三兆でおさまるかどうかわかりませんけれども、これには一つのはやりいわれる教育投資というものをかなりの大きなあれで高めていこうということだけは出ているわけです。だから、ある学者がこれについて、ほかのところは一つも賛成するところないけれども、このところだけ気に入ったということがあるわけです。ただし、これについてもある学者は、また新聞に自分の意見を述べて、何

もそれはたいしたことじゃない。それは、そのころになったら、少なくとも、国民総所得の一二%ぐらゐのあれは持つていくことになったらもうもつと金を出さなければならぬという考えを述べて、たいしたことはないというのを述べている。そういうあれがあるわけですが、どうなんですか、金の使い方というところに相当今度の場合でもつけちかしているような気がするのですけれども、今度出されたような予算というふうなもの、大体あれですか、最後の十三兆何億の路線に合わせるような、あるいはそこまで見通した場合にどのぐらゐになる考え方に立っていますか。これは大臣ひとつ御答弁いただければよろしい、そうでなければひとつどなたか答弁してもらいた

い。○政府委員(奥田真文君) いまの昭和五十五年度における十三兆一千億円という経費の予測は、中教審が答申いたしました学校教育の総合的な拡充整備のための諸施策を、基本的な施策を施行するにあたってどのぐらゐの資源の見積もりがあるかというところで計算されたものでございます。したがって、きわめていろいろな仮定を設けてやっておりますので、きわめて大まかな試算額でございます。したがって、これがこれからの経費の予算を積み上げていくと、こういうことになるということには直接的には結ばれておりません。特に、昭和四十八年度、七年度以降の予算の概算におきまして、中教審答申のすべてを計上してやっておりますので、一部分でありますので、直接的な連関というものは考えられないのではないかと、こう思っております。

○小林武君 そのぐらゐのことは私もわかってい

る。大学をどうするかという問題がある。問題のある私立大学をどうするかという問題もある。そういうことを考えますと、金の使いどころの考え方についてはまるっきり考え方が違ふし、いま出されてきて、これがとにかく日本の大学教育の一大飛躍の指標になっているというふうな考え方には私は全然なれないんだけれども、しかし、一応そういう答申がなつて、一つの路線をつくっていくというふうになると、それに伴う予算というものは全然かわりなくできていいたら、これはおかしい話だと思ふのです。それが一つです。私はそういう意味で、あなたたちのほうにないということはない。それから、大蔵省だって、そのことは少なくとも大蔵省の役人の皆さんはつまらぬことをやっているとか何とか批判あるかないか知りませんが、そういふようなことを考えるか考えないかは別として、一つの政府の方針というふうなものにはやっぱり従うことでしょう。これは私が聞いたんですよ。これについては私のほうは反対ですけれども、マル政にはかきませんと、こう言っている。政策予算には、これはそういうことも聞いている。だからあなたの方でいうと、一つの路線に沿っていくことは間違いない。

それと、私はこれはどうも雑誌ですから、日本経済研究センター予測のあれによると、これはなかなか似ているんですよ。昭和六十年を目当てにしているが、昭和六十年でもって大体教育に使われる金、もちろんこれは公財政支出教育費というのだけではありません。これが六十年には十四兆になつております。計算はじいて、十四兆と。それから、今度一般の家庭教育支出というものを九十九兆、この中には、もちろん会社とかなんとかのあれも入っているんだと思うのです。九十九兆、百兆をこす教育産業というふうなものは百兆円に向かつて、百十三兆円に向かつていくという、そういう想定なんです。しかし、このことは文部省に全然関係がないかという、全然関係しない人ばかりでもない。たとえば文部省の元

の次官がちゃんと経済審議会の教育文化専門委員

会の主査として斎藤さんが入っているし、また、この百兆円の教育産業については、先ほど答弁のあった奥田さんじゃないかな、写真見ても似ているから、奥田さんの意見もここに持っている。これは何も私はひやかしているんでなければ、悪いとも言っているんじゃない。奥田さんも意見も述べている。それから、その中にまた現場の教師であるところの「二十一世紀教育の会」という小学校の先生が、企業はもっと積極的にこれからの新しい教育のために、いわゆる教育産業の教育機器というものを、この売り込みで積極的にやってよろしいんだ、こういう意見も述べている。そのよしあしは私はいまここで判断して言っているわけじゃないですけれども、いわゆるこういうものの見方から見ると、この一億教育費というふうなものについて、やっぱり十四兆というのとは六十年と五十年何年だからちよつと違ふけれどもやっぱり一つ合っているでしょう。百兆円というのはこれはさじやないと思う。私は百兆円をこすという目当てにして、そうして日本のこのいわゆる産業がここに教育産業として食い込んでいくというのは、これは日本だけじゃないですから、ほかのほうだってけつこうやっているのですからね。それは一つは、教育の内容の問題がそうさせているとも私言えると思うのですけれども、だからこれは私が別にあれではないから、おそらくあなたの方でも教育の投資ということに対して全然ないというところは文部省だつて言えないと思う。そうすると、六十年というその見通しということになれば、一体いまのやつが六十年の中のどのようになるかという――たとえばあなた、新五カ年計画でなことをこの間おっしゃって。一年繰り上げて、そうして四十八年度を初年度とする五カ年計画の話も出ている。あれもよく読ましてもらつた。これも一つの考え方なんです。そうするとすでに五カ年というもののあれがあるわけですから、どうやっていくかというところが出てくるわけですよ。私は、あの五カ年計画の中の考え方ではちよつとやっぱり金の出し惜しみをやっているというふうな気がするのです

の

の

よ。もっとやっぱ教育というものをほんとうにやるならば、これはただしこの法律を大體中心にして考えた場合に、もっとやっぱ速度を速めるなりあるいは金額をふやしたりするべきではないかと、そう思っているのですがね。そういう批判、考え方をしているのです。だから奥田さんがいま答弁をされたけれども、もっと局長さんなり何なり、これはだれが担当するのか知らないけれども、もっとすっきりした話を少し聞かしてもらいたいと思うのです。あるいは大臣として、さっき言った一つの絵をみて、あるいは設計図でもいいですよ、こういうかどうかというようなことを、まあ言える大臣だろうと思う。とんでもない大げら吹かれてあとでどうなるかわからぬというような話をする奥田さんではない。奥田さんはやっぱ固く踏んでちゃんと一つの設計図をお考えになる方だと思っている。それだから聞いているのですかね。

○国務大臣(奥田誠亮君) 中教審の数字は中教審で書いておると、計数的にいけばそういうことになるというところだと思ひますし、経済企画庁中心に五年計画で社会経済発展計画といひましたか、そういうものを一つづつしている。その場合には各省の施策を集めて、そしてそれを基礎にして数字をはじいておるわけでございします。文部省の場合、一例を申し上げますと、今後大学の進学率がどうなるだろうか、六十一年には四〇%を収容できるやうにしようやないかと。それについては国公立の大学はいまの二倍に持つていこうやないかというやうなことの一定の予定もしているわけでございします。そういうことをはじいてあひう数字が出てくるわけでございします。その中でまた個々に年次のずれのある五カ年計画とか、十カ年計画とかいうのがございまして、それがいま御指摘になった問題だろうと思ひます。それぞれ計画をオープンにしているわけでございします。国民の批判も絶えず受けるわけでございします。また、その声を聞いて積極的に修正していつてしかるべきだと、こう考えるわけでございします。さし

あつたての数字だけは、将来見通しとしては中教審のその数字、一応中教審の答申をいただきます。たもの、これは基本的に考へてゐるわけでございまして、中にはいろいろの批判を今後受けた後で決定しなかならないものもございします。うし、あるいはまた新しいものが加わつたりする場合があるやうかと思ひます。そういうやうな形で、長期計画というものを公にしなから施策を進めていきたい、また、進めていつてゐるのだということではなからうかと、かように思ひます。

○小林武君 そこで、この問題をいつまでもやっておくあれもありませんから、ひとつどうですか、これは先ほどの大臣の御答弁の一つの絵をみてみようというところは、このことについて設置基準の設定というやうなものを——しかし私も、ほんとうにそれが、つくることによつてすべての問題を解決するやうな感じではほんとうはありません。先ほど言つたとおりたつた十回ぐらゐしか、十二、三回の会合を持つただけでもありますし、それから、そんな結論を出すなというあれでもありませんけれども、ただ、しかし非常に現場が要請している、しかも年とつた人、校長あたりがそういうことを要請しますね。それから若い人はあまりやういふことについてよりか、もつやは何とやうか、設計図みたいなものよりか、直接いかにこうしたいやうな意見がやはり若い人にはやういふのが多い。

しかし、私は考えなかならぬと思ひておりますことは、先ほど最初に話しましたが、体力の問題です。東京の子供の体力の問題、いろいろ見方はあると思ひます。あると思ひますけれども、私はやういふことでちよつと自分の子供を振りかへてみますと、うちの子供が北海道から来て、そして小学校は東京の小学校を出た。まあびつくりしたのは、口の字型になつた校舎の中の、これはかなり古いりつぱな建物だけれども、焼けたコンクリートづくりの建物、それを修理して、ちよつとそれが開かれた、そこへ入れてもらつた。口の字型の中のコンクリートのところで運動会をやる

のです。周辺には別にない。で、北海道から来てやはりそれを見て、これはもう運動なんやうなこととはとてもできないところだ、こう思ひました。やういふことで考へたことをちよつとこの間、やういふ会合を開くやうになつてゐるから思ひ出したりして、ひまがあらばちよつとそこへ行つてみるやうなことをやりました。麹町中学というのは名門校だやうであります。麹町中学へ行つてみて私はやっぱびつくりしました。あれもどつて広い場所があるのかと思つたら、おいでになつていらつしやるんじやないかと思ひますが、たしか直線が何メートル走らせるつもりでやつたのかしらぬが、百メートルはないんじやないかと思ひますけれども、妙なところから飛び出してきて斜めにはすに走つて一番長い直線コースみたいなものがつくられていた。これは学校に全然人のいないところに行つたのだから、聞いたわけでも何でもない、私が見てやう感じた。あそこで教育されるやうのはどういふことかといふことを考へますね。それから私の住んでおります調布の学校といふのは——教育委員会の人たちの意見や何かを聞くことができたが、その中で、今度調べてみましたら、調布で一番大きな校庭を持つた学校といふのは一番古い学校なんです。それが調布でいへば一番草分けの学校です。それが校地の坪数が一万坪です。一万坪あるのは、それは古くからあつたからです。しかしそれが百メートル直線コースをとれないのです。そのかわり、その学校は百メートル直線コースはとれませんが、その一万坪の中にいづゆるいまで緑化ができております。昔から木を植えて、行く、さすがに建物も古いけれども、品のいい学校だといふことを感ずるやうな仕組みになつております。たいへんいいなと思ひました、思ひましたけれども、運動するとなつて百メートルの直線コースはとれない。あとはもう標準といふか、標準といふのは調布に一つの標準をつくつておりました。ただし、これはやっぱ地方自治体も自分のほうは努力しているやうなことを見たいのかどうか

知りませんけれども、東京都の基準よりも多とつております、少し広くとつておる。まあやういふのを見ますといふと、きわめて小さい校庭ですね。やういふところでやつておるから、この間新聞で、大臣がらんになりましたかな、あれは毎日新聞ですが、何かもやしつ子とか何とかいう連載で、東京の子供のことを書いてゐる。やういふやうな体位の劣悪なことを二、三回分そのことだけで埋めていまして、これを見ると、ちよつと驚くんです。ね。懸垂が三回しかできないやうなことで、そんな状況になつてゐる。しかし、それはどこからきてゐるかといふたら、私は何といつても、学校のやっぱり体育施設の問題だと思ひます。環境だと思ひます。しかし、それはだれも責めることのできない問題です。けれども、まあ大都市の学校であるといふひとつのこともあります。それから一歩外へ出たらそれは車にひき殺されるやうなあれですからそれは出られませんが、遠足なんやうのは東京の学校にはないわけですね。遠足といへばバスに乗つていくといふのが遠足だ。足にまめを出して歩くやうなこともこれははないと私は見てゐるんですがね。やういふやうな状況です。どこから見たら教育環境といふものは全くよろしくない、体育一つ見ても、これはやはり設置基準といふやうなもの、校地の問題あるいは体育施設の問題とか、いろいろ問題を相当考慮しなければ、現状に合わせたやうなやり方だけをやつておつたんで、これはだめだといふやうなことを感じたわけですが、大臣の考へ方は大體やういふ意味で、いづゆる校長たちが問題にしていることを、設置基準を設けるやうなことでなく、検討に入らうといふやうな、設置基準を設けるか設けないか——私は設置基準といふやうなものが幼稚園から何からみんなあるのに、なぜかぬかといふことをふしぎに思つてゐる。いままで二十年もよくもほつたらかしておいたものだ。何かうわさに聞くと、文部省の中でもいろいろ検討はしてゐるんだと、すれば賛否の両論は出るやうなことはこれはあたりまえだ。賛成論が負けて反対論が

勝っているんだという話も聞いているんだけれども、その事情はこれは決まっているんだ情があつてのことだと思ひますけれども、今度おやりになるか、やってみようかと、検討に入つてみようかというようなお考えがあるかどうか、ひとつここで大臣から再度確認させていただきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) ちよつとくどくなつて恐縮でございますが、衆議院の文教委員会がこの法案を審議していただいておりますときに、ある委員の方が文部省が校舎の姿をモデルとして示している。ところが国庫負担の対象には全部なっていない、けしからぬじゃないか。全部に対象にすべきじゃないかというお話がございました。事務局のほうでそういうモデルをやめようと思つておるんですけど、こういう答えがございました。そこで私が引き取りまして、文部省はやはり理想を示していかなければいけないんですよ、ナショナルミニマムを保障していく。そのためにこま

では国が二分の一を負担しますよと、それはそれを下がつたつていんですよ、だから文部省は、私は廃止するんじゃないかと示していくべきだ、こんなことを申し上げたことがございまして。そこが私は事務局が一番ひつつかつておるところじゃないかというふうに思つてございまして。やはり基準を示す場合には、現在国庫負担をしてその限度の基準では満足されないだろうと思ひます。やはり前進をさせていかなければならない。そうするとそれを上回つた基準を示す。上回つた基準を示すということになると、まず財政当局からいろいろな批判が出てくるかもしれませ

ん。同時にまた、文部省も将来それについてできる限り近づける財政措置をとらなければならぬ責任を負う。そういう問題もあるんじゃないかと思つてあります。同時にまた、受ける側でもなぜここまで補助対象にとつてくれないのかと文部省を責めることもあらうかと思ひます。ですから、私はやはり先ほどもちよつと申し上げましたように、それぞれの規模に応じたモデルを示していくべきじゃないか。そのモデルについて、国庫

負担の対象はこの部分についてはこまですと、いうことをその中で明らかにする。そしてみんな批判しやすいうちに、同時にまた、みんなが整備しやすいうちに、そういうものをやはりつくる必要があるんじゃないだろうか。それがやはりいりんなものを前進させていくひとつの強い力になつていくんじゃないだろうか、こんなことを考えているわけでございます。そういう意味で、そういうモデルを示していただくような問題について、事務局との間でいろいろ検討させていただいた。い、こう考えます。そういう方向を通じてい

お話にお答えできるんじゃないだろうか、こう思つておるでございます。

○小林武君 たいへんいろいろなことを配慮された末の上で、一つの意見をお持ちだから私はその点では非常に大臣の考え方に賛成いたします。ただし、私がものを言ひますと、これはやはりせつかりになりますから、せつかりになつても、やはりこまですきから使つて金を使つてい

これはやはり大蔵省なんかも、どうも私は大蔵省の金の使ひ方というのは、高度成長のほうには使ひ方がたいへん荒つぽく使つていられる、その根本になる教育のほうにはどうもあれだ。これは新聞のあれで見たのですけれども、何か小さい下の囲み欄で見たのですけれども、イギリスの技術屋たちが日本に視察に来て、そして日本の工業の状況を見て、結局イギリスの負けてい

は、日本は非常に歴然としたあれだということを言つたそうなんです。私は、日本の学校だつてそんなことと思つても、ほめられるようなあれは一つもないと思つても、私はその点では戦後の教育というやうなものの中に、多くのやはり問題点を持つたり、これから伸びるために改める必要があつたり、常にそれはどういうあれがなければならぬと思つて。思つてくれども、いろいろな批判があつたところで、それは非常に日本の躍進的な一つの経済成長なり何なりの陰

にやはりそこに成長してきた子供たち、青年たちの非常な努力のおかげだと私は思つております。そのあれは教育というものが非常に大きな役割りを果たしているということを、残念ながらイギリスはそれに及ばぬというのを言つたというところを聞いて、私は教育というものの投資にあまりけちくさくするんじゃないか、これは一文惜しみの百失いみたいな話だと思つておるんです。そういうあれからひとつ脱却してやるべきだ。中教審の答申の中にたつた一つはほめるべきであつたけれど、といった。十三兆幾らでね。そういう口の悪い学者が何か知らぬけれども、その金の裏づけといふことをいふたことは、ある意味で私は答申に對して一つの信頼を持たしたのだなと思つておる。ほのかのことは悪いと言つたけれども金の出すといふことをいふたという見方も一つあると努力していただきたと思つても、まあひとつ子供の問題なんかもやはり重大な問題ですからね。子供の体力なんというのは、実際男子の懸垂で全国平均が十回なのには三回だ、しかし、全国平均といふものがまたこれは一体どうなの

か。

私はソ連人なんといふのはものすごく体力があると思ひますけれども、ソ連の学童の体育とスポーツといふことをソ連教育次官のミハイル・コンダコフといふ人がここに書いておるのですけれども、これはものすごく力を入れておるわけなんです。このあれの中にはとにかくいまの文明の進歩というやうなものが人間のからだ、体力に非常な

いろいろな影響を及ぼしている。体力にうんと重点を入れなければいかぬ。十万人の体育教師をつくらなければいかぬとかなんとかいふことを書いておるようですが、私はそういう、ソ連の人が「体育教師の教も著しく増えた(現在、十万人以上)」と書いておられますが、多少それが少しオーバーに言つた、とかくやはりだれでも自分の国をよくいふものでありますから、そういう傾向もあるかもしれませぬけれども、体力にものすごく力を入れ

ておるということだけは、ソ連のスポーツを見ればわかるわけなんです。スポーツそのものに対するまた見方というのいろいろありますけれども、私もソ連のやつていふことがみなあつたりやう方いいなどといふことは思つておるまいやうけれども、スポーツについては、しかしそういう子供、青年の、その国の国民の体力なり体位なりといふものを向上させようという努力は、それは、これはかつてのそれよりもっと重要なあれになつてきたと私は思つておるわけなんです。そういう意味でちよつとつけ加えておきます。

それからもう一つ、設置基準の問題でこれはどなたに聞いたらいのかわかりませんが、何幼稚園の設置基準を何か改めるということ、何回か会議を聞いておるというのですが、これはどういふことをしようかといふことですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 御案内のとおりた

いま幼稚園を普及いたしまして、一応十年計画を立てまして、四、五歳児で希望する者は全部就園さしたいと、そういうやうな計画を私も持つておるわけでございます。まあ、それに沿つていろいろ手当てをしておるわけでございますが、現実問題といたしまして、私立の幼稚園の占める割合は非常に高いわけでございます。また、それなりの実績をあげておられておるわけでございますので、そういうやうな私立の幼稚園というものをできるだけ振興するといふ方向もとりたい。その場合にやはり問題になりますのは、現在、私立の大学につきまして助成のお話が先ほど小林先生からもございましてけれども、経営あるいはその私立幼稚園に通う子供の経済的な負担、そういうやうなものを考えてできるだけ助成の道を開いていきたいといふやうな気持ちもあるわけでございます。

ですかたとえば、そうすると、校舎の中には入
ておりますけれども、普通教室と特別教室と分け
る根拠はどこにありますか。普通教室と特別教室
と、何で分けるのですか。私は、それについても
おかしい話だと思っているのですよ。普通教室、
特別教室というのは、分け方が何のために必要な
のか。それはこれはもう私はからだで感じている
ことなんです。昔は、私らの話になると、大体昔
の話になるが、十年一昔としてもずいぶん昔にな
る、何べんも昔といわなきゃならぬ。いわゆる読
み書きそろばんといった時代は、普通教室で間に
合ったですよ、皆さんのおっしゃる。どこにも動か
んでもいいんだ、読み書きそろばんだったから。
私は戦後僻村の学校に行くときに、私の先輩が、
「おい小林君、読み書きそろばんということが
あるから、読み書きそろばんやればいいんだ。」こ
う言われて、何しろ戦後のものすごく荒廃してい
る時期だから、それは私の気性を考えて忠告を与
えた。しかし、その人はものすごい教育実践家であ
り、研究者であって、北海道でも非常に名の売
れたりっぱな教師なんです。その人があせるなど
という意味で言ったことばなんです。何にもない
きは読み書きそろばんだと、そういう考え方で話
したのだが、そういう時代と違うんですね。そう
いう時代からだんだんだん来て、特別教室とい
うようなものを名前いろいろつけてやる。私は、
そういう時代から知ってますから、子供のとき
から知ってますから、言うのだけれども、そんな
ことを言うのはあとでつけた理屈ですよ。たと
えば屋体なんということばだっていつからあれは
屋体になったのかよくわかりませんけれども、あ
れは初めは体操やるといようなことばかりじゃ
ないんですよ。寒冷地へ行けばあれは一種の雨天
のときとか、寒冷の季節を迎えれば、それはうち
へ入ってとか、そういうことなんですから、それ
はそこには何も肋木も何もなかった、そんな時代
だったんです。だから私はそんなのは「理屈だ」と
思うんですよ。そんなことに理屈つけるから、普
通教室はつくっても特別教室というやつはつくら

にやる設備というものはほとんどないというのがある。そういうことからいって、やはり校長さんたちの気持ちの中にやっぱりそういうことがあると思うのです。よい設備をつくって体育なんかでも十分さしてやりたいという気持ちもあるし、それから体育の教師というものが、これは体育の教師はいい設備の中で技術的にもやっぱり優秀なものを育てたいという気持ちもある。それがなかったらたいへんなわけですから。だから、そういう観点に立って整備するということになる、七十何%というのはまだ信用できるこれは数字にはならない、私に言わせれば、いわゆる体育場としても、もっとやはり高い水準のところを目を置いて、文部省あたりが考えてもらわないと困るんじゃないかと、こう考えるんです。だから申し上げたわけです。

それから特別教室と普通教室、さっきも出たんですけれども、普通教室と特別教室というのはどこから出た、これはあれですかね。どこから、いつごろから出たのか。私らのときは、教員やっているところは作法室というのがあったんですね。あれは特別教室と言わなかったけど、作法室。それから理科室は特別教室と言っていた。音楽教室、そんなのがあげられておりましたけれども、特別教室というものを文部省はこの段階にきてどう考えるべきであるかというのを聞きたいんですよ。私は、もう一つあとから聞きますけれども、どう考えるべきか、どう考えているのかということですね、特別教室というのは、まあ大体答弁開けばわかりますけれども、音楽と理科と何ですか、何だか幾つかありましたね。

○政府委員(安嶋彌君) 図工、家庭。
○小林武君 図工。それが特別教室ということになっていくんですけれども、それだけは特別な部屋でやれば効果があると、社会科の場合は必要がないのか、国語の場合はどうかというように、いろいろなあり方がありますけれども、そうなりますと、これはひとつ大臣にお考え願いたいんですけれども、私はやっぱりびびりしてきているのは、

二、三年前から小学校の中に教科担任制とまではいかぬけれども、そういうようなものを持ち込んでいる学校があるんですよ。これは、研究心のきわめて旺盛な、元氣のある校長さんが非常にそれで努力はたいへんなことなんです。校長も教頭もみな何かやらなければならぬような仕組みになるんですよ。それは一年生から全部ということじゃないですよ。たとえば小学校の学年のところがへくとそれをやる。それと専科制と違うのは、いま言った特別教室の考え方と結びつくべき方ですよ。これとこれはもう専科の教員を置かずにいかぬと、先ほど理科の準備室のことが話がありましたが、私も教員やるときに、体操の時間のあとに——理科室というやつは頭からめられてくるわけです。何曜日の何時間目はおまえが理科室を使えと、こういうわけだ。そうすると、その前に体操もまた今度屋体の使い方とかグラウンドの使い方、またそれめめられるわけですよ。自分がきめるわけにいかない。何時間目に体操をやれとか、何時間目に屋体を使えとやれとか、こういうあれが一つあって、そういうものを全部やらぬと、二十何学級とか三十何学級の教員のあれが割り振りでできないわけですよ。だから割り振りやる。そうすると、残されたところに自分の担任の者が自分の教科をはめていくというふうなぐあいにやるわけですね。だから、体操のあとに理科の授業なんていうのがあがる場合があるんですよ。そんな場合は、その当時の中学校ですね、中学校ならば理科室に助手みたいなのがおりました、そして準備してくれまして、小学校はそんなものないわけですよ。そうすると、かけ込んで、もう汗だくになってかけ込んで、そして次にやるなんていうことは、これは神さまでもできないだろうと思うんですよ。ましてや、理科をあまり得意としない者なんかについていうのは、それはもうときどき失敗やらかすのはそれなんですわ、実験のときにね。えらい大きな音立ててやったりしたこと

もちろんそれでけっこうですけども、いまだ間違いないですけども、小学校でもある程度考えなければならぬということがあつたんです。だから、私の親しい尊敬している友だちが、校長を去年やめていま教育委員やっているのがいますけれども、これがやめたときのことばは何と言ったかといったら、教員というのは何でもできる、小学校で何でも教えらるるという考え方は捨てなければならぬと言ったんです。それはそうですよ。何の教科でも片っ端から全部教えるなんていう小学校の考え方に立ってたいへんだと言った、この優秀な教師であり校長である男が最後に言った。それを見て、私はほんとうに正直な言い方をしたと、思っただけなんです。何でも教えるなんていうことは不可能だ。ごまかしなんかできるようないまは状況でないんですよ。音楽なんか、へたな音楽のひき方なんかしておつたら、子供のほうがずつとうまいのがたくさんいるわけですからね。そうでしょう。そんなことでごまかされるわけも何もないわけですよ。だから、やっぱり私は小学校の中にある程度教科制というふうなものも入り込んでくるような状況になったということを考えて、そうしてさっきの建物の問題は、校舎の建物の問題、設備の問題というふうなものをそういう角度からも検討する時期がきたのではないかと、こう思っているんです。いままでのような専科制でいくというなら専科制のワケを拡大していくのか、いろいろなことを配慮したやり方というのは文部省は相当考えていると思うんです。これは学校にまかせせるからおまえら適当に予算使つてうまくやれといえ、それはもう町村でもできると思いますが、私はだから特別教室、そういうやり方についても、建物と、教育という実際の仕事と、それから教師の力をフルに出せるというように、これは、決してこれは別々ではないということ、そのことを言いたいのですが、どうですか、そういう点は。

校の場合は理科、音楽、図工、家庭科、この四つが特別教室、それから中学校の場合は理科、音楽、今度は美術と技術が分かれておりました、それぞれ特別教室がございます。それから家庭科、ほかに職業科という特別教室がございます。こうした特別教室は別掲いたしまして整備を進めておるわけですが、御承知のとおりこうした施設は、たとえば水道が机の上にセットされておるとか、あるいはバーナーがセットされておるとか、いったような、そういう設備の面から特殊な教室でございまして、やはり特別の教室として整備をする。音楽教室でございまして、これはまあ見かけは普通教室に似かよつておるかと思ひますが、たとえば防音天井を張るといったような配慮が特別に必要でございまして、やはりそうしたものの整備は今後とも進めていきたいと思います。ただ、ただいま御提案の専科教員、教科担任といったような考え方につきましては、これはやはり基本は初中局で御検討いただく課題かと思ひますので、そうした関係の結論が出ますれば、私のほうは建物という観点からそれに対応していくという立場でございまして、そういう方向で検討させていただきます。と思います。

○小林武君 初中局長さん、私は小学校の教科担任制というのはいいという話を聞きました。しかし、私はそれをなるほどいいなというところまで見ていたわけじゃないですからね、たまたま話を聞いてあれしたのですけれども、わかることはただ何でも教えられないということだけはよくわかるのです。ある程度そういうことを加味するということになると、たとえば数学のようなものでも、これはやっぱりたんのうな人が五年、六年になったらやるといふようなことだと思つておつた。いままで専科制の中に入られおつたようなものならばあれですけども、理科とかいろいろなものをとにかく教師を総動員して、そうして最も効率的に小学校でもやらなければならぬ、これはひとつ大臣にお考え願いたいんですけれども、私はやっぱりびびりしてきているのは、

○政府委員(安嶋彌君) 全くおっしゃるとおりかと思ひます。現在の負担法におきましては、小学校

○小林武君 初中局長さん、私は小学校の教科担任制というのはいいという話を聞きました。しかし、私はそれをなるほどいいなというところまで見ていたわけじゃないですからね、たまたま話を聞いてあれしたのですけれども、わかることはただ何でも教えられないということだけはよくわかるのです。ある程度そういうことを加味するということになると、たとえば数学のようなものでも、これはやっぱりたんのうな人が五年、六年になったらやるといふようなことだと思つておつた。いままで専科制の中に入られおつたようなものならばあれですけども、理科とかいろいろなものをとにかく教師を総動員して、そうして最も効率的に小学校でもやらなければならぬ、これはひとつ大臣にお考え願いたいんですけれども、私はやっぱりびびりしてきているのは、

思う。

そこで、そういう考え方でやると、私は教員定数というものをやっぱりいまままでのようなあれからもうとゆとりをつけなければいけないことだと思ふのです。校長も教頭も総出でやらなければならぬというやうなやり方だということ、どうもやはりこれは無理だと思ふのです。ある時期はやつても必ず校長がかわったとか、どこからいんげんが不満が出たとか、労働力のしわ寄せがきたとかということになる、それはもううまくいくあれではない、ありませんから、そういう必要があると思ふのです。初中局としてはいままのやうな考え方を検討してみる気持ちはありませんか、どうですか。

○政府委員 岩間英太郎君 教育のやり方につきましては、私もいまま研究開発室というものを新しくつくりまして、そこで基礎から調査研究を進めているというやうな段階でございます。ただいま先生が仰せになりましたやうなことも当然取り上げて検討すべき問題だと思ふます。一般的に申しまして、小学校の場合には、従来から音楽だとか図工だとか、そういうものにつきました。これは専科教員を取り入れるというやうなことが戦前からございました。これは先生も御案内のこととおりであります。しかしながら、そのほかのものにつきました。現在の学級担任制をくずして中学校みたいな形にしたいのかどうか。これは子供の全人格的な発達という点から考えまして、また、年齢的な発達段階という点から考えまして、まだ私どものほうで結論を出す時期にはまいっておりません。しかしながら、そういう点も研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

一般的に言われておりますのは、低学年ではやはり学級担任のほうがいいんじゃないか。しかし、高学年にはそういうやうな教科担任というやうな要素を取り入れてもいいんじゃないかという意見が一般的にはございます。こういう点につきましては、今後研究開発室におきまして、十分学問的な基礎に立ちまして、また、いままの実態にかんがみまして研究を進めてまいりたいという

ふうに考えております。

○小林武君 その担任というものは、どんな教科担任制をとったところで、担任というものは要るわけですから、担任のない教員というものは——別に、全然担任しない教員というのもありませうけれども、必ず担任というものはあるわけですね。担任をやらなくとも、ほんとうに教育のおもしろ味というのはないと言つてもよろしいです、非常に減殺されます。これは経験から言えはそうですね。だから、担任というものはなくないかぬかと思ふのです。しかし、やっぱり子供だつていい授業というのはそれはうれいすから。技術的な、たとえば体育ならば優秀な技術を持った先生の体育の時間は尊敬もし、自分もそういうふうになつてみようと努力も子供心に起つてくるわけですから、だから、それは私はあまり固く考えることはないんじゃないかというふうに考えますが、先ほど言つたとおり、これは検討してみることがあるのではないか。それはある現場に出てきた一つのあれだし、これはかなりのところでそういうことを手がけているやうな、試みているやうなところもあるやうに聞いておりますから、専科制と並んでやっぱり——それができないならば、専科制というものをもちと私は強化するべきだという気持ちを持つております。教師は何でもできる、そんな、何でもできる教師なんというの養成できないというところで、どんなことをやっても、だから、そういうふうな問題に触れてもらいたいと思ふわけですね。

そこで、もう一べん体育のほうに戻りますけれども、先ほど体育局長、いろんな設備の話出ましたけれども、ひとつ十分お調べいただいて、体育の教材にあるだけの十分教育ができるだけの設備というものはどんなところでできるやうな、そういう一つのすすめをひとつ文部省の中からつくつてもらいたい、そういう施設設備に対してはどんな援助のしかたがあるか、この間、私は安永委員の砂場の話をだいぶ聞いておつた。砂場というのには安永委員の言つたとおりです。しかし、

それが屋内の運動場の場合は、砂場というのはどのくらいあつたらいいのか。一つでいいはずがないんですよ、二十学級も三十学級もあつた場合、高飛びのあれと三段飛びや幅飛びの砂場というのとはまた違つてしょうし。それから、このごろは中学生でも高飛びの場合は昔みたいに正面飛びばかりじゃなくて、何だか背面飛びもやるといふやうなことをやりますと、これは昔の砂場でやつたら大体背中をおかしくします。そういう設備ということになる、いまはどういうことになつていふんですか。よく競技会で見るとやうな様式の、あお向けにそのまま落ちるやうな砂場。中学には棒高飛びというのはいないんですか、教材としては。ない。もしかりになつても、たとえば伸びるやうな者があればそういうことをやらせるといふこともあるんでしょうけれども、砂場の設備とかというものはどういう規格でやらなきゃならぬかとかというやうなことに、一体、これだけのものはどういふやうな、そういう、何といふんですか、各学校なり何なりに示すというやうなあれはあるわけですか。

○政府委員 渡谷敏三君 実はず前の学習指導要領の際に、小学校体育の指導書というものををつくりまして、そこに運動場の一つの参考、目安みたいなものを掲げておつたことがございます。そこにたとえば、運動場はできたら五十メートルまたは百メートルの直線コースがとれることが望ましいとか、それから砂場などのことも触れております。それで、今度、先般のことでもございまして、大臣も特に御関心でございまして、運動場の一つのそういう参考指針といふんです、参考基準みたいなものをひとつつくつてみたいということでは検討を始めております。

それから、さっきのお話でございましたが、棒高飛び、それから背面飛びにつきましては、学校の体育の考え方からそこまでは指導はしないということに現在はいたしております。

○小林武君 何でも、中学の生徒で非常に高く、

二メートルぐらい飛んだのがあるんだつたかな。そうすると、これは課外かなんか知らぬけれども、やっぱり全然指導していけないということでもないやうな気がするんです。しかし、あれは落ちるときはなかなか危険だと私は思ひますね。だから、水泳なんというのはいささか小さいときからやつていふやうだし、それからいろいろありますから。全部が全部どの学校でもということはありませんけれども、指導力の問題もあつて、やるといふことになれば私はいろいろな意味で文部省というのには指導についての適切なやはり研究があつていいと思ふんです。

次にお尋ねしたいのは、学校の用地の問題ですけれども、これの取得の問題ですが、これは、いま大都市は平均してどのくらいの土地を一体持つていふものなんですか。先ほどもちつと申しましたけれども、学校のへいぎりのところと建物全部が建つていふ。まん中の中庭だけが運動場みたいだといふことがあるんですが、東京都には東京都の基準というのがあるんですが、これは狭いです。そうすると、これから用地については、健康上の問題、その他いろいろの場合の避難のことなどを考えた場合に、どの程度の用地というものが必要なんだろうか。そうして、それはかなり先取りしなければだめだと思ふんです。私のいま住んでいるところに小学校が二つひついて建つたんですよ。団地に付属した学校が一つあつたわけなんです。それがとにかく団地の学校であつたが、その次に今度は新しい学校を建てようと思つたらだれも売つてくれない。そうして行きついたらところが、その前に、団地についている学校、ついでに言うのはおかしいけれども、団地の子供を入れる学校のそばにいきなりひついて小学校をつくつた。しかも、その小学校をつくつたときに、つくると、地主はやっぱり売るのは売つてやる、売るのは売つてやるけれども、この売つた土地の一・五倍の広さの土地を、新たに代替地をどこかにさがせという条件がついたらいいですね。そういう状況もありますから、この土

地の取得という点に対して、文部省に言うのもおかしいかも知れぬけれども、私は、まあしかし、いままんな、国もそれから地方自治体もみんな一緒に頑張ってやらなければ学校も建てられない。話を聞いてみたら、調布市の場合はたった一カ所、まだ一つあった。あつたけれども、高圧線が、それは私のうちの近くなんですけれども、高圧線の下になるものだからおそろしくそこへ行けないからどうしても隣へ行かなければならなかった。そういうことを言うと、もう小学校が二つそろっている、中学ならまだね。小学校と中学というのはいちよつと話わかるけれども、小学校が二つ背中合はせてこうついているなんというようになると、そういふ状況ですから、私は、こらあたりでは基準というものが必要ではないかと思うんです。基準を示さないでやったら最後はどういうことになるのか、とにかく建物さえ建てばいいというふうな状況になつてしまふのではないかと心配するんですが、そういうふうなことは、これはどうですか、大都市の場合にもう来ているんじゃないですか。

○政府委員(安嶋彌君) 学校用地の基準でございますが、昭和三十九年に決定をいたしました、四十二年以来、学校新設の際の指導基準になつております学校施設指導要領に一応校地の基準があるわけでございます。その考え方は、午前中も話題になつておりましたが、学校施設指導要領に定める校舎面積の三倍と、それからそれに屋外運動用地をプラスした面積が必要であるということになつておりました。そうした基準が示されておるわけでございます。一例を申しますと、十二学級の小学校でございますが、施設指導要領でございますと一万六千四百平米が必要であるということになつております。校舎敷地といたしまして、そのうち九千二百平米が必要である、屋外運動場として七千二百平米が必要である、こういう考え方がございます。この屋外運動場の考え方でございますが、十二学級以下の小学校の場合はすべり台、ぶらんこ、砂場、固定円木、遊動木、低鉄棒、

高鉄棒と五十メートルの直線コースがとれる、十五学級以上でございますと、二百メートルのトラックと百メートルの直線コースがとれる、こういうことを前提にして、これは具体的に運動場の設計をして、そして必要面積を算定しておるわけでございます。中学校でございますと、六学級以下の学校では各種の運動器具、スペースのほうは六十ないし八十メートルの直線コースがとれる。それから九学級以上ですと百メートルの直線コースと二百メートルのトラックがとれる。それから十八学級以上でございますと二百メートルのトラックを兼用して野球場もつくれると、こういう具体的な設計図を前提にいたしまして一応その基準面積をつつておるわけでございます。ところが実際の補助の扱い、あるいは国有財産の払い下げの場合の扱い、あるいは地方債の裏づけをする場合の扱いは、これよりやや下つた面積になつております。それはなぜかと申しますと、運動場につきましてはほばたいだいま申し上げました面積が算入されておるわけでございますが、校舎面積、校舎敷地につきましては適正面積ではなくて、補助基準面積の三倍ということで校舎敷地面積が算定されておるものでございますから、学校施設指導要領に定めておる坪数よりも少ないもので実際の運営が行なわれておるといふことでございます。ですから先ほども御指摘がございましたように、指導上の基準といたしましては学校施設指導要領でやっておりますが、財源措置補助金、起債、払い下げといったようなものは別途のややそれを下つた基準でそうしたことが行なわれておるといふことでございます。実際問題といたしまして、こうしたものを私も一応基準として示しておるわけでございますが、しからば運動場の現状はどうかと申しますと、全国平均は小学校の場合に建物敷地が、校舎敷地が十二平米、これは児童一人当たりでございますが、全国数字は建物、校舎敷地が約十二平米、それから屋外運動場が約十三平米でございます。それに対します補助の基準でございますが、小学校十八学級の場合

をとつてみますと校舎敷地が約十三平米、それから屋外運動場が約十平米でございます。したがって、十八学級の小学校の補助基準と全国平均を比べてみると、校舎敷地のほうは補助基準のほうはやや高い、現実のほうはやや低い。逆に運動場のほうは補助基準のほうが低くて現実の運動場のほうはやや高いということになっております。ところがこれが東京都ということになりますと、大体、基準ないし全国平均の約半分ということでございます。もつとも東京都と申しましても、区部と多摩、島嶼部ではかなり事情が違いますけれども、詳しくはもしお尋ねがございましたら分けで申し上げたいと思ひます。

○小林武君 岩手県の校長さんのあれの中に、校地、運動場について一人当たり面積をこれだけほしいというのが書いてあります、この中に、これはという、校地七十平方メートル、それから運動場三十平方メートル、校舎床面積十平方メートルというのが書いてあります。これは、大体あれですか、いまの基準と比較してどうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 校舎敷地が七十平米と申しますと、いま校舎の敷地面積が十平米ということでございますから七倍ということでございますが、私どもは三倍という考え方です。それから運動場は十八学級の小学校で十平米ということが補助基準でございますが、ただいまのお話でございますと三十平米ということですから、これも三倍ということになります。

○小林武君 私は、ここにやっぱいいなかの子供と都会の子供の健康の度合いというのがよくあらわれていると思うのです。やっぱいいのはなくとも、屋外の運動場に出れば思い切り走れる、それから校舎だって数が少なればかなり自由に行動できるというふうなことで、やっぱいいようぶな子供ができると思うのです。だから東京の場合、大都市の場合というのは、もう相当基準をはつきりさせて、最低のあれを維持しないという

と、それこそソ連の話じゃないけれども、文明の進歩とともに、ソ連のあの広大な土地の中にいても将来が案ぜられるというのだったら、日本なんか全くこれ案ぜられっぱなしだと、私は思うのです。そういう意味でひとつ御検討いただきたいと思うのです。

それから、大体のことはだんだん終わつてまいりましたから大臣にちよつとお尋ねしたいのです。がね。大臣は衆議院で地方財政法の十条のことを取り上げて、そして述べられた中に、この十条の内容についての話なんですけれども、この十条というもののついては私はこれちよつと疑問点があるわけです。というのは、地方公共団体又は地方公共団体の機関が法令に基いて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する、これは法律用語だけれども、私は義務教育ばかりではない、教育というふうな問題を取り上げて、相互の間の利害の關係の尺度というのがこへ通用するものだろうかというのを非常に疑問を感じてゐるのです。これはどうですか。奥野大臣は何といつても自治省育ち、内務省育ちの方ですから、そんなのおかしいと思うかも知れぬけれども、私は国と地方自治体の教育の問題で、利害關係で、おまえのほうに利益得るからとか、害のほうはあまりないだろうけれども、おまえのほうのことはおまえのほうでやらなければならぬというふうな考え方が出てくるというのはいささか誤りになつてきたと。それは少なくとも五十年も六十年も前の話じゃないかと、こう思うのです。が、どうでしょうか、この点は。

○国務大臣(奥野誠亮君) この十条におきましては、一つは義務的な事務であるということ、一つは相互の利害に關係がある事務だということ、その中でも「円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する」必要があるもの、三つこう書いてあるものでありまして、義務教育の場合には、地方のよき住民を育成する、同

かく活躍をなささいというような教育をしなければならぬ。そうするとともに教育の場合には、国のその補助なんかについてあまり四角四面の利害の観点からとか何とかいって、私立学校なんかどういふことになるのか、私立学校に学ぶという事は、国からのあれを受けない、国のうち外で教育を受けるということになる、そんなはずはないと私は思う。だからそれをちよつと大臣の考えの中にも私は問題を感じた。私は、まあやはりこの間だれだつたかな、初中局長の答弁の中に、まだこういうことを言っているという感じがしたのであるがね。義務教育無償というのは授業料を取らんことだという答弁をやつたんだ、私が出ているときに、これは私は授業料を取らぬことだなんというふうな、そんな答弁をいまだききうというのはおかしいと思う。そういうときもあつたろう。しかし、あの憲法の精神は少なくともどんな経済的な事情の中にあつても、能力に応じた教育というものは受けられるんだという、そういう条件を保障するというのが国の私は責任だと思ふんです。そういう考え方で教育してもらふんでなかつたら、これはいかぬのじやないかと思ふ。自由主義の国はそうはいかぬという大臣の答弁を聞いて、これもまあ大体、初中局長と同じような考え方で、授業料から少しはいいぐらいいだというふうなことを考えますけれども、私はそういう意味では、どうなんですか、たしか文部省から出向しているフランス、パリかどこかの大使館に行っている人ありませんか、二等書記官か一等書記官かしらぬけれども、いますな。その人に、私は、フランスの国というのは、フランスの学校へ入っている父兄の方から、外国人である私がこんなに至れり尽くせりの、父兄負担なんかさっぱりないらしいんだ、こんなに至れり尽くせりの教育を受けているのはほんとうに気の毒みたいだというふうなことを聞いたんです。そして、その人のむすこさんか、娘さんか非常にできる人でね、非常に優秀な成績をとつたら、市長から何からいへんなごほうびを持ってきたというふう

なことなんだそう。たいへんな、外国人がこんなにやつてもらつてどうかというぐらいいつたということを言うたものだから、私は文部省出向の方だと聞いたので、ちよつとフランスというのどのぐらいいの、日本でいけば文部省の予算が、どのぐらいいの予算あつていふのか、ちよつと、言うて頼んだ、ちよつと書いてもらつて、それをなくしちゃつたんだけれども、どうしてなくしたか、なくしたんだけれども、日本の円のあれでもつて、単位で書いてくれたけれども、大体私はそのとき見たときに日本の文部省予算と大体似ていると見たんです。それがそう思っているんだけれども、それがなくしたから、どうもはつきりしないんだけれども、大体同じだと思ふ。大体似たところだ。しかしながらフランスの場合は人口五千万です。五千万の人間の生む子供の数は一億が生む子供の数と、これは生み方にもよるから、必ずしもあれですけれども、大体わかれが考えれば多くはないということになります。そしてその予算が一体大学までなのかどうか、一兆幾らですたしか一兆円をちよつとこしたようなところだと思ひますが、間違つていふかも知れません。しかし、私はそのときメモをもらつて自分で持ってきたんですが、大体そのくらい書いてあつたと思ふ。そうすると、私はフランスというのは潤沢だと思ふ、非常に潤沢だと思つたんだけれども、しかしこれはあなたのほうで調べて間違つていたら直さしてください。そういうあれがあるんだけれども、少し日本の場合には、もし私が見たあれが間違ひがなければ教育に対する投資というのは、非常にこんなに高度成長やつていふ国にしてはお粗末だという感じがするんだが、これはどうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いろいろなお話がございましたが、一つは教育の義務をどこが負つていふか、日本の場合には大体高等学校までは地方公共団体、大学は国というふうな荒い一つの考え方があると思うんですが、高等学校までは府県の住民がその府県内の高等学校に通う、大学になりますと、その府県を出て東京なり大阪なりに出ていくというふうなことではなからうか、やはり住民の子弟がその団体の中の学校に通う、そうするとその団体の住民ができるだけそれらの教育について関心を深める、また批判をして改善をはかつていく、それがしやすいように、やはり地方団体の議会の中で大いに論ぜられるだろう、こういうたてまえをとっているのだらうと思ひます。その経費をどう負担するかという事は、また、それとは別にものによりまして国が全額負担をしたほうがいいものもございましょうし、あるいは共同で負担をしたほうがいいものもございましょうし、あるいは地方団体だけの負担にゆだねる、そのかわり地方団体が負担できるように国としての配慮をしていく。それは地方交付税制度の運用だと思ふのでありますけれども、いろいろな考え方があつたと思ふのであります。ですから、基本的には、その義務をどこにゆだねたほうがいいか、国が直接行なつたほうがいいか、府県、市町村が行なつたほうがいいか、考えなければならぬ、その上に立つて財政負担を考える、こういうことだと思ひます。

フランスの場合には、私は先進国の中で一番中央集権的な国だ、こう思つていふわけでございまして、義務教育に携わつておられる先生方も国家公務員であり、国費で給与が支払われている、こう理解をしていふわけでございまして。ただ、財政の額がどうなつていふかというところにありますと、日本は最近円がどんどん価値を上げてきているわけでございまして、一ドル三百六十円だったものが二百六十円になつていふわけでございまして、けれども、むしろフランスのほうは弱くなつてきているというふうな開きもあつたりするわけでございまして、正確な比較をいま私ここで申し上げることはできません。しかし、大学への進学率を見てまいりますと、おそらくフランスの場合には十数%だろつと思ひます。日本はもう三割近くなつていふわけでございまして、大学への進学率はフランスをずっと追いついて日本は非常に高くなつてきていふ。それだけで教育の実体を効果的に引き上げていふかどうかということになりますと、これはまた別の批判があるかと思ふのでございましてけれども、単純に進学率だけを比較しますと、フランスをとくに追いついてしまつて、非常に高いところに日本はきていふことは言える、かように考えていふわけでございまして。

○小林武君 フランスの話をすると、フランスの悪口になるといふ意味じゃないが、やっぱりそこにはフランス革命やつたような非常に新しいところがありながら、非常に古い一面を持つていふという事は、これはありますね。あるフランスの青年が日本にあるフランス系のある企業に就職をして、在学中でしようかな、見習ひみたいな、何か実習みたいなようなことで来たのに私は会つたことがあります。そのときやっぱり話が教育の話になりましたね、フランスというの、一体経済上の理由で上級学校へ進学できないという事はあるかと聞いたら、制度的にはやっぱりそんなこと全然ないというのです。金があつても必ず上級学校へ行ける。何か日本でいえば昔の高等商業のような学校だと言つていましたね、その通訳の話だという。そう聞いたのですけれども、いろいろあつてみまふという、フランスというのはおそろしく古いところなんだ。いま大臣から進学率の話が出ましたが、非常に優秀な少年がおつても、やっぱり大学へ行く家柄というふうなものもやっぱりあるんだそう。ところが、私はそれはフランスで聞いた話だけれども、とにかく日本人がびつくりするやうな話だ、それは文部省の人ではないが、フランスの学校へ入れた。そうしたら、子供の友だち、それはやっぱりだれでも選んでいいわけじゃないのだね。たとえば奥野文部大臣のむすこさんがフランスにいて、奥野さんがそこにいてあれやうたら、文部大臣の子供が門番の子供と遊ぶなんていうことは絶対許さない。学校でもそのことを好まぬやうで、そのことをやらぬやうにしたほうがいいという親たちに対する注意があるやうです。だから、極端

なことを言ったのかもしれないけれども、もし優秀なそういう者があれば、いろいろな意味でそれが列外に持つていけるような傾向があるという話を聞いたわけですが、これは日本の新聞に出た話でなければ、何か一流の会社の社長秘書だとか、なんとなか、そういう娘さんが運転手さんと一緒にいたら、うちのおやじは運転手だから大抵このぐらゐのところに結婚でいいと話したのを日本人が聞いて、あんたのような優秀なのもつていってこいけそうじゃないかと、よいなことと言ったとか言わぬとか、そうしたら、いや家柄がそうだからというように言ったという話を、これは日本の新聞で見たんですよ。これは真偽のほどはあまりはつきりしませんが、そういうような話を聞くと、一つの古さがある。私は、日本はそれがないからいいところがあると思ふんです。だれの子であつても、それはもう身分とか地位とか、そんなことじゃない。いまのところ、残念ながら金の問題はありますけれども、経済的なあれさえあれば、どんな自分の頭に適した学校へもはいれるわけですから。そういうやり方が日本のいわゆる教育のレベルを高めて、先ほどもお話ししましたが、イギリスがやっぱ労働者の学歴の問題だと、残念ながらそうだとつくづくやしがったそうだけれども、日本のある大工場見て、そういう日本の教育のよさもやっぱあるわけだが、私は、そういう意味で、もつとそれにしたら、日本では教育投資というものを考えたらいいんじゃないかというのを考えたものだからいまのようなあれをしたけれども、大臣の考え方がちよつとやっぱ、われわれから言えば役人の何かあれで、地方の何とかいうことになったら、これはもうものすごく格差がでちやう。それはできますよ。それはもう行ってごらんない。いなかの学校と都会の学校と、同じ札幌の小学校でも東洋一といつて、東洋一が何年もたたぬうちにこわされてしまつたけれども、町のどまん中で、通う生徒がなくなつてこわされましたけれども、中央創成という学校が東洋一といつた。そのころ

とにかく暖房つきの、冬でもとにかく全然心配のないのが建つた。それがしかし、父兄の力でもつてずいぶん金を集めてやつたらしい。私は、そういうやり方をやつたりすれば格差が大きくなるわけですが、そんな格差の出るようなやり方というやうなものは、経済力の差であれがでることはまづい。やっぱ教育というものは、どこにいても同じ程度の教育が受けられるというやうな、そういうあれには国がもつと金を出さなきゃだめだ、こう思ふんですが、この点はひとつ大いに検討してもらいたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど申しましたように、民主的な運営、そのためには責任の所在を明確にする、批判をしやすいうようにしていくというやうなことで、補助金行政はできるだけ整理するといふやうなことをとつて今日に至つておるわけでありまふ。同時に、先ほど小、中学校の施設基準のことはお話しやつておりましたが、やはり基準を明確にして、実施は地方団体がやる。やるだけの財源は地方財政上各団体に保障していくと、こういういき方があるわけでございます。そういういき方が一番妥当じゃないだろうか。しかし、そうはいつても、やはりもうナショナルミニマムを国の手で確保していくといふものについては、一定部分は国が持つ。そのかわり基準を明確にするといふ行き方をしているのが、今日、いろいろまた、この義務教育施設だけじゃないかと思ふんですが、ですから、教育だから国がやっぱ金のつばをすけなきゃならぬといふのは、私はあまりそういう意味だけでは必ずしも賛成しがたい。しかし、どのような教職員を配置すべきである、どのような施設を設けるべきである、どのような教材は備えなきゃならぬ。これは、私は、国として明確に特に教育については示していかなきゃならぬ、こう思ふわけでございます。それをやるだけの財源をどのような形で地方団体に保障するか。その場合に、大蔵省が国の予算に組んで、そこから配っていくいき方もございまいしょう

し、あるいは地方交付税法上の基準財政需要額に算入をして、そうして地方団体が必ずそれだけの財源は保障される、しかしそれ以上使おうと、あるいはもつと節約してやるなら、それもけつこうだといふいき方をとるか。これはやはり、一がいに私は言えない。今日、小、中学校につきましても、もし国で全部小、中学校の校舎を建てるんだといふことになりまふと、今日ほどの整備は、あの短期間の間に私はできなかったと思ひます。国が示している二分の一と同額を出した以上のもを地方団体が出しているわけでありまふ。だから、しばしば超過負担と言われるんですけども、超過負担の中には質のもつとよいものをつくるという地方団体の熱意が非常に入つてゐる。それでよくなつたと思ふんです。ですから、一がいにか国から金をよけい出せばうまくいくといふふうには私はとらなないでして、また同時に、地方団体の熱意をそこに寄せてもらわなければならぬ性格のものもたくさんございまして、その熱意は期待していかなくちゃならない、そういう配慮もあつて行なつていくべきだと、こう思つてゐるわけでありまふ。

○小林武君 もう三、四点でやめますから。

ただし、その文部大臣の考え方には、ちよつと奈良県という大体文化資源で大きくなつていった考え方でやられちゃ、やっぱ困るのだけれども、やっぱ私も、全額やれなと言つてゐるんじゃない。全額やれなと言つてゐるんじゃない。地方自治体といへども、教育に熱心になつてもならなければ困る。しかしながら、超過負担をさせるなんといふことをやらしちやいかぬといふことは、これはかたく思つておられます。それと同時に、やっぱ大臣は、これはもう少し長くやつて、北海道の端からひと沖繩の果てまでずっと見て、学校格差といふものはどのくらいあるかといふことを見なきゃだめです。まず理科室へ入つていて、一体これで小学校のあれを十分やるだけの薬品があり、理科器具がありといふふうに見るかどうか。中学校に行つてもいい、そういうものを

全部見て、格差がないといふことを確認したらいまのやうなことを言つてもいいけれども、そこへいくと私のほうがつつとあんたよく知つてゐるのだから、それはだめだ。体育でも何でも、みんなそれは格差があり過ぎる。ですから、その点をひとつ考慮してもらいたい。

それから超過負担の問題なんかは、もう議論はこゝではしません。しませんが、とにかく物価は上がつて、大体、この間来たある市の教育長は、北海道ですが、名前は言わぬが、北海道のある市の教育長が私に、四〇%くらい関係のこの法律案のあれにあるよりもまあ高くつくと、こう言うわけだね。だから、補正予算でも組んでくれるんだらうか、あるいはそうでなくても、何か別途に考へてもらえないだろうかといふやうなことを話しておりましたが、この物価の値上がりについては言うまでもないでしょう。いま卸売物価がどうなつたとか、何とかといふやうなことを言わなくても、とにかく政府自体もいま大あつてにあつてゐると思ふ。ですから、それについてどうするか。心配するなといふやうなことを言えるかどうかといふことが一つ。

もう一つの問題は、それと同時に、公共事業の繰り延べ、公共事業の繰り延べといふのは、わが日本社会党も、それはもういまの状況から判断すれば、公共事業の繰り延べといふのは、これはやつてもしかたがないが、やるべきだといふ考え方で。しかし、それは、やっぱおのづからそこに選択が必要だ。どれをやつたら効果的であるといふやうなことで、もう一つは、やっぱどの部分のことであるかといふやうなことを判断しなきゃならぬ。このことは、私はやはりつてまゐり延べに、教育の問題だけは、繰り延べ繰り延べでやられていくといふやうなことは、大きな問題がある。これは、ひとつ年次計画でも立ててやるものなら、年次計画をきつちと立てて、順調に進めてもらいたい。超過負担なんといふやうなことは、ひとつこゝではやらないやうにしてもいい。こういう点について、どうですか、文

部大臣は、繰り延べについてはいま閣議なんかではどういふあれになっておりますか。それから、超過負担のあれがあれば、補正予算というものは、これは私は予算委員会の要求をいま参議院でも盛んにしているわけですが、これでもう補正予算は組まないでいくなんという事は不可能だと思ふ。そういうあれをひとつ見通してどうするか、それ局長でもいいから答弁してください。

○政府委員(安嶋彌君) 単価の問題でございますが、御承知のとおり、最近、資材あるいは労務費の高騰が続いておるわけでございまして、木材につきましては十二月がピークでやや下がりきみでございまして、丸鋼、形鋼は二月をピークにいたしましてやや下がりきみでございまして、労務費、セメント等につきましてはまだ上向いていようございまして、これに對しまして木材につきましては、農林省、林野庁、それからセメント、鉄材等につきましては通産省等が全体の増産あるいは輸入の増大、需給の調整等行なつておるわけでございまして、また、経済政策全体といたしましては、大蔵省等でも各般の措置が講ぜられていようございまして、この問題につきましてはもう少し事態の推移を見させていたいただきたいと思ひます。しかし、これはなかなかむずかしい問題で私も非常に苦慮しておると思ひますが、もうちょっと様子を見させていたいただきまして、これにどう対処するかということを含めてまいりたいというふうに考えております。

それから第二に繰り延べでございますが、これは四月の十二日に閣議了解がございまして、この閣議了解に基づきまして大蔵省は一般会計、特別会計、それから政府関係機関全体を通じて上期の契約の率を五九・六%に押えるという方向を出しておるわけでございまして、この方針が五月八日の閣議でもさらに再確認されたというふうに向つておりますが、公立文教施設につきましては積雪寒冷関係、それから児童生徒急増関係、児童生徒急増関係は小、中学校の総事業量の約七割に相当するわけございまして、大部分といつていい

かと思ひますが、その二つの事業につきましては例年のペースで仕事を進めたいということでございます。その他につきましては、国全体の方針に従つて若干抑制をしていきたいというふうな考えでありますが、それは次年度へ繰り延べてしまふということではなく、したがって、五カ年計画に影響を及ぼすというようなことはなくて、下期で契約をするという前提でいま事務を進めておるところでございます。したがって、若干の事業地域につきましては例年よりペースダウンをお願いしておるわけでございまして、大体は、何と申しますか、緊急を要する施設の整備につきましてはおおむね従来程度のテンポで対処し得るかと考えております。

○委員長(永野雄雄君) ほかに御発言がなければ本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

六月八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願(第二七六七号)(第二七九三三三)(第二八二九号)(第二八三九号)(第二八六二二二)
- 一、女子教育職員(育兒休暇法制定に關する請願(第二七七七号)(第二八四〇号)(第二八四一四一)
- 一、「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に關する請願(第二七九一四一)
- 一、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に關する特別措置法案」の撤回に關する請願(第二七九二二二)
- 一、病児養護学校の設置等に關する請願(第二八〇八八号)
- 第二七六七号 昭和四十八年五月二十六日受理 国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願

程に改正することに關する請願
請願者 徳島市入田町の原三三ノ一 河野幸夫外二十名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二七九三三三 昭和四十八年五月二十八日受理 国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願
請願者 徳島市中常三島町二ノ一九ノ五友朋寮内 渡辺ヒサ子外二十名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二八二九号 昭和四十八年五月二十九日受理 国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願
請願者 徳島県那賀郡賀川町大京原 松本信安外二十名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二八三九号 昭和四十八年五月三十日受理 国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願
請願者 徳島県麻植郡川島町大字三ツ島一里松一三五 桑原久雄外二十名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二八六二二二 昭和四十八年五月三十一日受理 国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願
請願者 徳島市北矢三町二ノ八ノ一二 荒木美枝外十八名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二七七〇号 昭和四十八年五月二十六日受理 女子教育職員(育兒休暇法制定に關する請願
請願者 長野県諏訪市中央五、二九四 西沢邦彦外千八百八十三名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二八四〇号 昭和四十八年五月三十日受理 女子教育職員(育兒休暇法制定に關する請願
請願者 福井市御幸二ノ一ノ二〇 山本明徳外二千二百十名
紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二八四一四一 昭和四十八年五月三十日受理 女子教育職員(育兒休暇法制定に關する請願
請願者 大阪府守口市文園町四三 新貝敏子外二千五百二十名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二七九一四一 昭和四十八年五月二十八日受理 「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に關する請願(三三三)

請願者 長野県飯山市大字静間五一ノ二 九 吉田茂男外五十九名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二七九二二二 昭和四十八年五月二十八日受理 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸

学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案の撤回に関する請願(七通)

請願者 長野市松代町一、一一〇 矢野清

登外百三十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二八〇八号 昭和四十八年五月二十九日受理

病虚弱養護学校の設置等に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神四ノ二〇ノ五

木村昭夫

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第二〇七四号と同じである。

昭和四十八年七月三日印刷

昭和四十八年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N